

《資料》

騎士領プルシェンシュタイン（南ザクセン）における 封建的諸義務の償却(1)

松 尾 展 成

第1節 全国償却委員会文書第1852号

- (1) 貢租償却協定
- (2) 償却年地代・一時金合計額

第2節 全国償却委員会文書第1853号

第3節 全国償却委員会文書第1892号

- (1) 賦役・貢租償却協定
- (2) 償却年地代・一時金合計額

第4節 全国償却委員会文書第2023号

- (1) 賦役・貢租償却協定
- (2) 償却年地代・一時金合計額

第5節 全国償却委員会文書第2024号

- (1) 賦役・貢租償却協定
- (2) 償却年地代・一時金合計額

第6節 全国償却委員会文書第2025号

- (1) 賦役償却協定
- (2) 償却年地代・一時金合計額

第1節 全国償却委員会文書第1852号

(1) 貢租償却協定

南ザクセンの騎士領プルシェンシュタインの封建的諸義務償却に関する、最初の全国償却委員会文書は第1852号協定⁽¹⁾である。これは、「フライベルク近郊の騎士領プルシェンシュタインとディッタースバッハの住民との間の、1840年7月11日／8月21日の貢租償却協定」の表題を持っている。

一方の被提議者と他方の提議者は、任命された特別〔償却〕委員、弁護士 Amandus August Höffner（ノッセン⁽²⁾）と農業者 Carl Gottlieb Traugott Meltzer（ラウエンシュタイン⁽²⁾）の指導の下で、騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの下記の権限について、関連する法的・実質的諸事情に関する正確な事前協議に基づいて、一括して次のように協定した。一方の被提議者は、フライベルク特別管区にある世襲・所有地プルシェンシュタイン＝ザイダの所有者⁽³⁾……ウッツ・フォン・シェーンベルクであ

り、他方の提議者は、彼の騎士領に属するディッターズバッハ村の下記のフーフエ農、小屋住農、借家人家屋所有者と「耕地」所有者である。——被提議者が所有する「世襲・所有地プルシェンシュタイン＝ザイダ」は、この序文の別の箇所に記されているように、騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダと同義である。提議者全員の氏名と不動産は後出第1表に示される。また、本稿では *Rezeßnummer* を協定番号、*Brd.-Cat.-No.* を保険番号と訳し、貨幣単位ターラーを T、グロッシェンを G、プフェニヒを P と略記する。さらに、いくつかの術語の拙訳を拙著と拙稿論文のそれから変更した。

以上の序文に続く償却協定本文は、次のとおりである。

第1条。提議者 *Gottlieb Friedrich Wenzel* [協定番号1] と、序文に記された仲間たちは、本契約の第2条に数え上げられた、騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの権限の償却のために、騎士領プルシェンシュタインへの以下の一時金（現金）と年地代の支払いを引き受けた。それは、賦役についての伝統的な反対給付、その他の法的な控除を顧慮して、以下の基準に従って決定された。

- (1) 犁耕 [賦役] 1日の年地代 -T11G-P.
- (2) 亜麻[栽培のための]不確定賦役の年地代合計 11T15G-P. そこで、各人の年分担金は次のようになる。フーフエ農は-T22G7.468P, 小屋住農は-T7G6.489P, 借家人家屋所有者は-T3G9.244P.
- (3) 麻屑糸 (Werrig) から糸1巻を紡ぐ [賦役の] 年地代 -T3G-P.
- (4) 亜麻から糸1巻を紡ぐ [賦役の] 年地代 -T2G-P.
- (5) 羊剪毛 [賦役] 1日の年地代 -T2G-P.
- (6) 屋根板作りの不確定賦役1日の年地代 [合計] 2T10G-P. そこで、各人の年分担金は次のようになる。フーフエ農は-T4G8.43P, 小屋住農は-T1G6.81P, 借家人家屋所有者は-T-G9.4P.
- (7) 大鎌 [賦役] 1日の年地代 -T3G-P.
- (8) マリーエンバルクまでの走り使いの年地代 -T3G-P.
- (9) パン穀物1旧ザイダ・シェッフエルの年地代 2T-G-P.
- (10) 燕麦1旧ザイダ・シェッフエルの年地代 1T-G-P.
- (11) 雌鶏1羽の年地代 -T3G-P.
- (12) フーフエ農・小屋住農各人からの狩猟賦役の年地代 -T1G9P.
- (13) 借家人家屋所有者各人からの同上賦役の年地代 -T-G10P.
- (14) 羊放牧 (*Schaafhuthung*) [権] が毎年行使される耕作地1シェッフエル=150平方ルーテ当たりの羊放牧 [権] のための年地代 -T-G6P.
- (15) 羊放牧 [権] が旧暦ミカエリス祭から翌年の旧暦ヴァルブルギス祭までのみ行なわれる耕作地1シェッフエル=150平方ルーテ当たりの同上 -T-G3P.
- (16) 貨幣貢租1T当たり一時金 20T-G-P.

その後に各義務者の償却年地代・一時金額が記されている。それを協定番号順に取りまとめたものが後出第3表である。

第2条。これらの年地代と一時金支払いに対して……フォン・シェーンバルク [騎士領所有者]

は、G. F. Wenzel [協定番号1] と、序文に記載された仲間たちに、価値計算の際に考慮された、次の賦役と給付、すなわち、

(a) 1769年5月24日の契約に基づいて以前の麦芽運送の代わりにディッターズバッハのフーフエ農が果たすべきであった犁耕 [賦役] 84日、

(b) フーフエ農、小屋住農と借家人家屋所有者が、ザイフェンのフーフエ農および小屋住農と協力して給付すべき亜麻賦役、

(c) フーフエ農各人が麻屑糸から6Gの賃金で、小屋住農と借家人家屋所有者の各人は、梳いた亜麻から5Gの賃金で、糸1巻を紡ぐ義務、

(d) 羊剪毛の確定賦役、

(e) それが必要とされる時に、ノイハウゼンおよびザイフェンの住民と協力して、騎士領プルシェンシュタインのために1,000ショックの屋根板を作る義務、

(f) 上に算定された、パン穀物貢租、燕麦貢租、Diensthafer⁽⁴⁾および雌鶏貢租の、年々の給付、

(g) 狩猟賦役、

(h) 小屋住農 Traugott Friedrich Schneider, 保険番号11 [協定番号12] が分農場ハイダースドルフに給付すべき大鎌 [賦役] 3日、

(i) $\frac{1}{8}$ フーフエ農 Gotthelf Abraham Kirschen, 保険番号9 [協定番号10] が、要求される度毎に、マリーエンブルクまで走り使いする義務、

を [永久に免除した]。そればかりでなく、

(k) ノイハウゼンおよびザイフェンの住民と協力して、ザイフェンの錫精錬所に必要な炭用木材を、1シュラーゲン当たり6Gの賃金で整える、という、提議者全員の義務、

(l) 彼らが、その農地で他人のために亜麻を播く場合に、亜麻1フィアテル当たり雌鶏1羽あるいは1G9Pの貢租を騎士領領主に支払う、という義務、

(m) ディッターズバッハの未亡人たちがハイダースドルフまで走り使いする義務、

(n) 保険番号12-20と28 [協定番号13⁽⁵⁾, 14-21, 22⁽⁶⁾] の小屋住農地10個の所有者が、分農場ハイダースドルフで順番に打穀して、シェッフエル数の $\frac{1}{13}$ を [現物で] 得る、という義務、

(o) すべてのフーフエ農の穀物貢租のうち、世襲台帳の中で撤回可能として留保されているけれども、ここに計算されていない、残りのもの、

も全く無償で、そして、永久に免除した。同様に、

(p) ディッターズバッハの耕区と、そこに受け継がれている騎士領耕地に対して、騎士領が権限をもつ羊放牧権と牧道 (Trift) 権を [騎士領所有者は] 完全に廃止させた。また、

(q) 上記の一時金支払いの後に、世襲村長 G. F. Wenzel [協定番号1] に残る、世襲受封村長地の貨幣貢租、すなわち、かつて課されていた「クリスマスの渦巻きパン」の代償としての6G、ヴァルプルギス貢租14G、ミカエリス貢租1T18G、クリスマス貢租9G1.5P、合計2T23G1.5P、の償還と削除、および、

(r) 引き受けられた一時金支払いの後に、G. A. Kirschen の $\frac{1}{8}$ フーフエ、保険番号9 [協定番号10] に従来課されていた、年2Gの削除と償還、を [騎士領所有者は] 確約した。

第3条. それに対して [騎士領所有者は], 明確に放棄されていない, あるいは, 特別に償却される, あらゆる賦役とあらゆる権限を, 騎士領プルシェンシュタイン=ザイダに今後も留保した.

第4条. 締結された償却契約の実施時点として, 双方の契約当事者は,

(a) 小屋住農の賦役と亜麻賦役一般に関しては1837年1月1日を,

(b) その他の賦役・給付と羊放牧 [権] に関しては1838年1月1日を定めた. 同意された地代の支払い, この時点以後に始まった.

第5条. [20グルデン鑄貨率 (20-Guldenfuße) の鑄貨で償却地代が支払われるべき時期——省略]

第6条. [対物的負担としての償却地代——省略]

第7条. [地代銀行へのすべての償却地代の委託——省略]

第8条. [委託地代額・地代端数一覧表, 委託地代関連法規と地代端数の償還——省略]

第9条. [償却費用の負担——省略]

第10条. [同文4部の償却協定——省略]

騎士領プルシェンシュタイン=ザイダにて1840年6月11日——なお, 60ページは本協定第1条後半, 各人別負担額の最初の2ページを示している.

本協定の署名集会に関する議事録は紹介を省略する.

本償却協定を全国償却委員会, Spitzner は同年8月21日に承認した.

(注1) Sächsisches Hauptstaatsarchiv, 10737, Generalkommission für Ablösungen und Gemeinheitsteilungen (以下では GK と略記), Nr. 1852, Zinsablösungsrezeß vom 11. Juni./21. August 1840 zwischen dem Rittergut Purschenstein bei Freiberg und den Einwohnern zu Dittersbach. —この償却協定は, 貢租のみを表題に記しているけれども, 以下に紹介するように, 現物貢租と貨幣貢租ばかりでなく, 賦役と放牧権の償却にも関わっている.

(注2) ノッセンはマイセン西南方の都市であり, ラウエンシュタインはアルテンベルク東方の都市である. *Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen* (以下では HOS と略記), hrsg. von Karlheinz Blaschke, Leipzig 1957, S. 8, 86.

(注3) 当面の時期における騎士領プルシェンシュタインの所有者はまず Caspar Carl Philipp Utz von Schönberg (1804–1864) であり, 次いで Hans Eberhard von Schönberg (1839–1883) であった. 後者は前者の子である. *Gothaisches genealogisches Taschenbuch der adeligen Häuser*, Jg. 5, 1904, S. 751–752. 前者は, *Staatshandbuch für das Königreich Sachsen* (以下では SHB と略記) 1837, S. 112および SHB 1854, S. 55によれば, エルツゲビルゲ県の騎士領所有者から選出された終身上院議員であった. 後者は, SHB 1878, S. 36によれば, エルツゲビルゲ県の土地所有者から選出された上院議員であった. ザクセンの上院議員について, ゲーアハルト・シュミット (松尾展成・編訳), 『近代ザクセン国制史』, 九州大学出版会, 1995, pp. 66–67, 75を参照. —以下の資料紹介において, 上記2人の名前は原則として記さず, 騎士領所有者とする.

(注4) Diensthäfer は, ここに初めて, そして, ここだけに記されている. かつての賦役に代わる貢租として徴収された燕麦であろう. この「上に算定された」Diensthäfer は, 本協定第1条¹⁰が規定した燕麦の一部であろうか.

(注5) 原文の保険番号12に該当する不動産は, 協定番号13の借家人家屋であって, 小屋住農地ではない. そのために, この箇所には該当するのは, 保険番号11 (協定番号12) の小屋住農地ではなかろうか. あるいは, 保険番号12が正しいとすると, 次注をも考慮して, 問題の不動産は協定番号13の借家人家屋であろう. 後出第2表参照.

(注6) 原文に記されている保険番号28は, 協定番号22の借家人家屋であって, 小屋住農地ではない. したがって, 10個の不動産は原文のように小屋住農地として一括されえず, 少なくとも1個は借家人家屋でなければならない. 本協定は小屋住農地を合計9個しか記載していないからである.

(2) 償却年地代・一時金合計額

以下では、本償却協定に規定された、義務者各人の償却年地代・一時金額などを紹介し、年地代・一時金合計額の算出を試みよう。

協定序文から提議者＝義務者全員の協定番号、氏名と不動産を示すものが第1表である。不動産の後に保険番号をくゝ内に追加した。ここで不動産とは、ある義務者について氏名の後に、これこれの不動産の「授封された所有者」と原文が記した箇所から、不動産だけを抜き出したものである。同じ協定番号の下で同一人が所有する、複数の不動産は(a)、(b)などとした。氏名(本文でいくらか異なって綴られている場合には、[]内に示した)と不動産の判読に際しては、第1条を参考にした。不動産のうち *Erblehngericht*⁽¹⁾は世襲受封村長地と訳し、*Erbhain*は世襲林地とした。*Begütherte*あるいは *Hausgenossenhäusler*⁽²⁾は、本文でフーフエ農地(*Hufengut*)の所有者あるいは借家人家屋(*Hausgenossenhäus*)の所有者と記される場合があるので、フーフエ農あるいは借家人家屋所有者とした。「耕地」(*Grundstück*, *Parcelle*ないし *Stück*)の所有者あるいは小屋住農は、本文で時には「耕地」所有者(*Feldbesitzer*)あるいは小屋住農地(*Häuslernahrung*)の所有者と書かれている。前所有者の氏名、「耕地」の固有名詞と「耕地」・世襲林地の取得時期は省略した。

第1表 義務者全員の氏名と不動産

- | | |
|---|---|
| [1] Gottlieb Friedrich Wenzel((a)世襲受封村長地
く1), (b)「耕地」] | <11>, (b)「耕地」] |
| [2] Christian Friedrich Kirschen [jun.]($\frac{1}{2}$ フーフエ
農地く2) | [13] Gotthelf Friedrich Wehrauch((a)借家人家屋
く12), (b)「耕地」] |
| [3] Friedrich Leberecht Ulbricht($\frac{1}{4}$ フーフエ農地
く3) | [14] Carl Gottlieb Drechsel((a)小屋住農地く13),
(b)「耕地」] |
| [4] Gotthilf Friedrich Lorenz($\frac{1}{4}$ フーフエ農地く4) | [15] 未亡人 Christiane Eleonore Reißmüllerと子供3
人((a)小屋住農地く14), (b)「耕地」] |
| [5] Carl Gottlob Kirschen((a) $\frac{1}{2}$ フーフエ農地
く5), (b)「耕地」] | [16] Johann Gottlob [Gottlieb] Fischer(小屋住農地
く15) |
| [6] Gottlieb Friedrich Ulbricht($\frac{1}{2}$ フーフエ農地
く6) | [17] Carl Gotthold Drechsel((a)小屋住農地く16),
(b)「耕地」] |
| [7] Traugott Friedrich Wenzel(「耕地」) | [18] Carl Friedrich Lehmann((a)小屋住農地く17),
(b)「耕地」] |
| [8] 未亡人 Johanne Christliebe Gehmlich($\frac{1}{2}$ フーフエ
農地く7) | [19] Adolph Friedrich Müller(小屋住農地く18) |
| [9] Carl Gottlieb Wenzel($\frac{1}{2}$ フーフエ農地く8) | [20] Carl Gottlieb Lohße [Lohse](小屋住農地く19) |
| [10] Gotthelf Abraham Kirschen((a) $\frac{1}{8}$ フーフエ農地
く9), (b)「耕地」] | [21] Christlieb Friedrich Meyer(小屋住農地く20) |
| [11] Adolph Friedrich Schneider((a) $\frac{1}{2}$ フーフエ農地
く10), (b)世襲林地, (c)「耕地」] | [22] Gotthold Friedrich Fischer(借家人家屋く28) |
| [12] Traugott Friedrich Schneider((a)小屋住農地 | [23] Johann Perner (ノイハウゼン)(「耕地」) |
| | [24] Carl Friedrich Müller (同上)(「耕地」) |
| | [25] Gotthold Friedrich Hofmann (同上)(「耕地」) |

同一人と記された義務者も、同姓同名者も本協定にはいない。協定番号15の所有者、未亡人と子供を1人の義務者と見なして、本協定の義務者は25人と考えたい。ただし、最後の3人は他村ノイハウゼンに居住している。25人は世襲村長1人、フーフエ農9人、小屋住農9人、借家人家屋所有者2人と「耕地」所有者4人であった。

本協定の本文は義務者を、多くの場合に保険番号でもって示している。そこで、序文（第1表）から保険番号を協定番号と対照させたものが第2表である。〈 〉は保険番号，[]は協定番号である。保険番号を持たない不動産（「耕地」など）は表示しない。第1表で（a），（b）などとした，複数の不動産の協定番号と所有者は同じであるから，（a），（b）なども同様である。

第2表 保険番号・協定番号対照表

〈1〉 = [1] ; 〈2〉 = [2] ; 〈3〉 = [3] ; 〈4〉 = [4] ; 〈5〉 = [5] ; 〈6〉 = [6] ;
 〈7〉 = [8] ; 〈8〉 = [9] ; 〈9〉 = [10] ; 〈10〉 = [11] ; 〈11〉 = [12] ; 〈12〉 = [13] ;
 〈13〉 = [14] ; 〈14〉 = [15] ; 〈15〉 = [16] ; 〈16〉 = [17] ; 〈17〉 = [18] ; 〈18〉 = [19] ;
 〈19〉 = [20] ; 〈20〉 = [21] ; 〈28〉 = [22]

第1条後段に記された，各義務者の償却年地代・一時金額は第3表にまとめられている。本表は原表と異なって，各義務者の協定番号のみに従って作成されている。また，償却年地代（A）と一時金（B）を負担するのは，厳密には義務的不動産であるが，便宜上，義務者とした。一時金と年地代による償却の場合には，（A）年地代＋（B）一時金と表示した。年地代あるいは一時金の一方のみによって償却する義務者には，他方の欄を設けなかった。償却年地代あるいは一時金による償却が，「賦役（など）のために」と記されている文言は，第3表では単に賦役（など）と略記し，「羊放牧[権]の廃止のために」は，単に放牧権とした。現物貢租（主としてパン穀物と燕麦）の内訳は省略した。義務の種類・種類と金額が同じである義務者は，最も若い協定番号に一括した。

第3表 各義務者の償却年地代・一時金額

- | | |
|--|--|
| <p>[1 a] (A)年地代-T17G 7 P (放牧権) + (B)貨幣貢租 (2 T23G1.5P) のための一時金59T 6 G 6 P (1838年聖ヨハネ祭に支払い)。(上記貨幣貢租合計額 2 T23G1.5P の内訳: 「クリスマスの渦巻きパン」貢租 6 G, ヴァルブルギス貢租14G, ミカエリス貢租 1 T18G とクリスマス貢租 9 G1.5P)</p> <p>[1 b] (A)年地代-T 1 G 6 P (放牧権)</p> <p>[2] (A)年地代合計23T15G5.898P。内訳: 賦役 6 T22G0.898P (犁耕12日 5 T12G-P, 亜麻賦役-T22G7.468P, 麻屑糸から糸 1 巻を紡糸する[賦役] -T 3 G-P, 羊剪毛 1 日-T 2 G-P, 屋根板作り-T 4 G8.43P, 狩猟賦役-T 1 G 9 P), 現物貢租16T-G-P と放牧権-T17G 5 P</p> <p>[3,4] (A)年地代合計12T 5 G3.898P。内訳: 賦役 4 T 4 G0.898P (犁耕 6 日 2 T18G-P, 亜麻賦役-T22G7.468P, 麻屑糸から糸 1 巻を紡糸する[賦役] -T 3 G-P, 羊剪毛 1 日-T 2 G-P, 屋根板作り-T 4 G8.43P, 狩猟賦役-T 1 G 9 P), 現物貢租 7 T16G 6 P と放牧権-T 8 G 9 P</p> | <p>[5 a] (A)年地代合計22T 6 G11.898P。内訳: 賦役合計 6 T22G0.898P ([2] と同じ), 現物貢租14T15G 6 P と放牧権-T17G 5 P</p> <p>[5 b] (A)放牧権の年地代-T 1 G 6 P</p> <p>[6] (A)年地代合計24T 9 G5.898P。内訳: 賦役合計 6 T22G0.898P ([2] と同じ), 現物貢租 16T18G-P と放牧権-T17G 5 P</p> <p>[7] (A)放牧権の年地代-T 2 G-P</p> <p>[8] (A)年地代合計22T13G11.898P。内訳: 賦役合計 6 T22G0.898P ([2] と同じ), 現物貢租14T22G 6 P と放牧権-T17G 5 P</p> <p>[9] (A)年地代合計24T14G8.898P。内訳: 賦役合計 6 T22G0.898P ([2] と同じ), 現物貢租 16T23G 3 P と放牧権-T17G 5 P</p> <p>[10a] (A)年地代合計 2 T11G6.898P。内訳: 賦役 1 T10G0.898P, 現物貢租-T18G-P, マリーエンベルクへの走り使い-T 3 G-P と放牧権-T 4 G 6 P + (B)ヴァルブルギス貢租 (-T 2 G-P) のための一時金 1 T16G-P (1838年聖ヨハネ祭に支払い)。(上記賦役合計額 1 T10G</p> |
|--|--|

- 0.898Pの内訳：亜麻賦役-T22G7.468P，麻屑糸から糸1巻を紡糸する[賦役]-T3G-P，羊剪毛1日-T2G-P，屋根板作り-T4G8.43Pと狩猟賦役-T1G9P)
- [10b, 12b, 13b, 14b, 15b, 17b, 18b, 23-25] (A)年地代合計-T6G6P。内訳：[現物貢租] 雌鶏2羽-T6G-Pと放牧権-T6G-P
- [11a] (A)年地代合計22T23G8.898P。内訳：賦役合計6T22G0.898P ([2]と同じ)，現物貢租15T8G3Pと放牧権-T17G5P
- [11b] (A)放牧権の年地代-T-G9P
- [11c] (A)放牧権の年地代-T1G3P
- [12a] (A)年地代合計-T23G10.299P。内訳：賦役(亜麻賦役-T7G6.489P，亜麻から糸1巻を紡糸する[賦役]-T2G-P，羊剪毛1日-T2G-P，屋根板作り-T1G6.81Pと狩猟賦役-T1G9P)
- [13a, 22] (A)年地代合計-T9G4.644P。内訳：賦役(亜麻賦役-T3G9.244P，亜麻から糸1巻を紡糸する[賦役]-T2G-P，羊剪毛1日-T2G-P，屋根板作り-T-G9.4Pと狩猟賦役-T-G10P)
- [14a, 15a, 16, 17a, 18a, 19-21] (A)年地代合計-T14G10.299P。内訳：賦役(亜麻賦役-T7G6.489P，亜麻から糸1巻を紡糸する[賦役]-T2G-P，羊剪毛1日-T2G-P，屋根板作り-T1G6.81Pと狩猟賦役-T1G9P)

第3表の償却年地代・一時金を種目(賦役・現物貢租・貨幣貢租・放牧権)別に区分し，協定番号順に表示してみる。ただし，賦役は連畜賦役と手賦役の2種類に細分する。その場合，本協定に記録されたもののうち，犁耕賦役のみを連畜賦役とし，その他の賦役は手賦役と見なす。また，本協定が通常の賦役と見なしていない「走り使い」も，手賦役に加える。[]内の数字は協定番号を示す。第4-第7表の各行の最後に記した<;>の前の数字は，その償却年地代を負担する義務者の人数であり，後の数字は償却年地代の人分合計額である。しかし，人数が1人である場合には，<;>は表示しない。世襲林地所有者は「林地」所有者とした。

第4表 連畜賦役の償却年地代額

- [2, 5a, 6, 8, 9, 11a] 5T12G-P<6人;33T-G-P> [3, 4] 2T18G-P<2人;5T12G-P>
(以上，フーフエ農8人)

第5表 手賦役の償却年地代額

- [2-4, 5a, 6, 8, 9, 11a] 1T10G0.898P<8人;11T8G7.184P> [14a, 15a, 16, 17a, 18a, 19-21] -T14G10.299P<8人;4T22G10.392P>
[10a] 1T13Gr0.898P (以上，フーフエ農9人，小屋住農9人と借家人家屋所有者2人)
[12a] -T23G10.299P
[13a, 22] -T9G4.644P<2人;-T18G9.288P>

第6表 現物貢租の償却年地代額

- [2] 16T-G-P [10a] -T18G-P
[3,4] 7T16G6P<2人;15T9G-P> [10b, 12b, 13b, 14b, 15b, 17b, 18b, 23-25] -T6G-P<10人;2T12G-P>
[5a] 14T15G6P [11a] 15T8G3P
[6] 16T18G-P (以上，フーフエ農9人と「耕地」所有者10人)
[8] 14T22G6P
[9] 16T23G3P

第7表 放牧権の償却年地代額

[1a] -T17G7P	[10b, 12b, 13b, 14b, 15b, 17b, 18b, 23-25] -
[1b, 5b] -T1G6P < 2人; -T3G-P>	T-G6P < 10人; -T5G-P>
[2, 5a, 6, 8, 9, 11a] -T17G5P < 6人; 4T8G6P>	[11b] -T-G9P
[3, 4] -T8G9P < 2人; -T17G6P>	[11c] -T1G3P
[7] -T2G-P	(以上, 世襲村長1人, フーフエ農9人, 「林地」所
[10a] -T4G6P	有者1人と「耕地」所有者14人)

第8表 貨幣貢租の償却一時金額

[1a] 59T6G6P	(以上, 世襲村長1人とフーフエ農1人)
[10a] 1T16G-P	

貨幣貢租が2人についてのみ、一時金によって償還されたことを第8表は示している。この一時金の額は、第1条(16)が規定したように、貨幣貢租の20倍額である。

第4-第7表から得られる各種目償却年地代額は、第9表各行に示される。地代額の後の「」に表示したのは、プフェニヒ額を切り捨てた上で、年地代を25倍した一時金概算額である。貨幣地代の項では第8表の一時金額がプフェニヒ額を切り捨てて、移されている。また、第9表各行の最後の「%」は、各種目が一時金換算年地代・一時金合計額（概算値）に占める構成比である。百分率の計算に際して、グロッシェン額はすべて切り捨て、百分率の小数点以下第1位を四捨五入した。ATとAGは、貨幣制度改革以前のターラーとグロッシェンであることを示すために、用いられている。

第9表 一時金換算年地代・一時金合計額と構成比

連畜賦役年地代	38T12G-P	{962T12G ÷ 962AT}	< 21% >
手賦役年地代	19T15G2.061P ÷ 19T15G	{490T15G ÷ 490AT}	< 11% >
賦役年地代合計	58T3G2.061P ÷ 58T3G	{1,453T3G ÷ 1,453AT}	< 32% >
現物貢租年地代	113T6G6P ÷ 113T6G	{2,831T6G ÷ 2,831AT}	< 63% >
放牧権年地代	6T12G1P ÷ 6T12G	{162T12G ÷ 162AT}	< 4% >
年地代合計	177T21G9.061P ÷ 177T21G	{4,446T21G ÷ 4,446AT}	< 99% >
貨幣貢租一時金		{60T22G ÷ 60AT}	< 1% >
一時金換算年地代・一時金合計額		{4,507T19G ÷ 4,507AT}	< 100% >

第4-第8表の義務者のうち「耕地」所有者は14人である。しかし、その中で「耕地」だけの所有者は4人（うち、当村居住者は1人のみ）であり、他の「耕地」は、世襲村長から借家人家屋所有者までの不動産所有者によって付加的に所有されていた。「林地」所有者1人も同様であった。付加的に所有される「耕地」・「林地」を除外すると、義務者は25人になる。

本協定が償却の対象とした領主制地代（一時金換算額）の中で、比率第1位は現物貢租63%であり、第2位は賦役32%（そのうち連畜賦役21%、手賦役11%）である。賦役合計の占める構成比は、現物貢租の約半分である。以上の2種目、現物貢租と賦役が地代の圧倒的大部分を占め、放牧権と貨

幣貢租の比率はきわめて小さい。また、一時金による償却は貨幣地代についてのみ、しかも、第8表の2人についてのみ実施されたが、それは合計額の僅か約1%を占めたにすぎない。

(注1) ハウンは、村長職を世襲する世襲村長 (Erbrichter) が、一般の農民よりも大きな世襲村長地 (Erbrichtergut) を持つ、とのみ述べている。Friedrich Johannes Haun, *Bauer und Gutsherr in Kursachsen*, Straßburg 1892, S.14. リュトゲによれば、中部ドイツのシュルツエ受封地 (Schulzenlehen) は世襲村長地 (Erbrichtergut) や受封村長地 (Lehnrichtergut) と呼ばれた。そのような土地にはシュルツエ (村長) 職が世襲的に付属しており、その土地は他の農民よりも大きかった。この土地は大抵は賦役を免除されていた。その義務である「封の騎馬」(Lehnspferde)は17世紀以降、僅かの貨幣貢租に転化された。Friedrich Lütge, *Die mitteldeutsche Grundherrschaft und ihre Auflösung*, Stuttgart 1957, S.41-42, 62. ブラシュケによれば、受封村長地 (Lehnrichtergut) はエルツゲビルゲ地方にのみ少数だけ見られる。受封村長 (Lehnrichter) と呼ばれる、この土地の所有者は、農民ではあるけれども、一般農民と異なって、荘園領主制の秩序に組み込まれていなかった。そして、騎士領所有者と同じように、領邦君主とその管区に直属した。世襲村長地 (Erbrichtergut) を所有する世襲村長 (Erbrichter) は、村長職と結び付いていた。しかし、国制上、農民地と騎士領の中間に位置する受封村長地は、ほとんど研究されていない。Karlheinz Blaschke, “Grundzüge und Probleme einer sächsischen Agrarverfassungsgeschichte”, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung*, Bd.82, 1965, S.259-260, 273. ザクセン選帝侯国期に刊行された国制概説において、レーマーは次のように記している。非貴族的土地は自由地 (Freygüter) と農民地である。自由地は租税を、少なくとも賦役を免除されている。自由地のうち第1の租税免除地は貴族の受封地 (adliche Lehnsgüter) に近い。しかし、貴族の受封地と異なって、これは [ドレースデンの] 上級封官庁ではなく、[領邦君主の] 管区と下級裁判所で授封される。第2の賦役免除地は主として世襲村長受封地 (Erbrichterlehne) とシュルツエ受封地 (Schulzenlehne) であり、何らかの特権を持ち、世襲村長あるいは世襲シュルツエの職と結び付いている。これは管区と [下級] 裁判所で授封される。このような世襲受封地 (Erblehnsgüter) あるいは世襲村長地 (Erbgerichte) はエルツゲビルゲにしばしば見られる。Carl Heinrich von Römer, *Staatsrecht und Statistik des Churfürstenthums Sachsen und der dabey befindlichen Lande*, Zweyter Theil, Halle 1788, S.303-304. 別の箇所でもレーマーは次のようにも叙述している。農民所有地の一種類として農民受封地 (Bauerlehne) がある。その主要なものは世襲シュルツエ地 (Erbschulzengüter), 世襲受封村長地 (Erblehngerichte) などである。これらの受封地に課される義務は、村長 (Landrichter あるいは Dorfrichter) あるいは村シュルツエ (Dorfschulze) の職務の執行である。世襲受封村長地は下級狩猟権、賦役の免除などと結び付いており、エルツゲビルゲに多い。世襲受封村長地は領邦君主 (多くの場合には管区) あるいは家産裁判所によって授封される。世襲受封村長 (Erblehnrichter) は法律の遵守を監視するだけであって、裁判権を把持しない。世襲受封村長は村助役 (Gerichtsschöppen) とともに村役場 (Land- oder Dorfgerichte) を構成する。世襲シュルツエ地と世襲受封村長地は一般的には男性だけが受封しうる。しかし、女性が受封しうる受封村長地とシュルツエ村長地 (Schulzengerichte) も、時には存在する。このような村長地を女性あるいは未成年者が受封した場合には、副世襲受封村長 (Vice- Erblehnrichter) あるいは副世襲シュルツエ (Vice- Erbschulze) が任命される。Römer, a. a. O., Dritter Theil, Wittenberg 1792, S.196-197. — 上記のように、ハウンは世襲村長地についてのみ言及しており、リュトゲとブラシュケは世襲村長地と受封村長地を同一視している。両者の区別はレーマーにおいても判然としない。また、ハウンはブラシュケは世襲村長地所有者を世襲村長とし、レーマーは世襲受封村長地所有者を世襲受封村長としている。しかし、本償却協定は世襲受封村長地所有者を世襲村長 (Erbrichter) と記し、しかも、フーフエ農から区別することなく、フーフエ農に含まれている。世襲受封村長地と世襲村長地とを区分することは、私にはできない。もちろん、世襲受封村長地所有者と世襲村長地所有者の職務は1838年農村自治体法 (本稿第6節(1)(注2)参照) の村長によって廃止されたはずである。

(注2) ザクセンの農村住民は従来、フーフエ農、園地農、小屋住農 (Häusler) と借家人 (Hausgenosse) に階層区分され、その中で、借家人は居住用家屋を所有しない、とされてきた。Haun 1892, S.4, 10, 12-13; Reiner Groß, *Die bürgerliche Agrarreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, Weimar 1968, S.28-30. リュトゲは農村住民を次のように階層区分した。I. 完全権利農民: A. 連畜所有農, 馬所有農。1. 完全農民, フーフエ農民; 2. 二分の一農民, 半フーフエ農; 3. 四分の一農民。B. 手 [賦役] 農 (園地農)。II. 完全権利でない [住民]: 1. 小屋住農; 2. 借家人。Lütge 1957, S.45. 三月革命期のザクセン農村における土地不足層と土地非所有層をツァイゼは小屋住農と借家人としている。Roland Zeise, *Die antif feudale Bewegung der Volksmassen auf dem Lande in der Revolution 1848/49 in Sachsen*, Diss. Potsdam 1965, S.26-27. ブラシュケは農村住民を(1)農民, (2)園地農と小屋住農, (3)広義の借家人 (Inwohner) に3区分した。第3の階層は奉公人 (Ge-

sinde), 手工業雇職人, 下男・下女 (Dienstbote) と狭義の借家人 (Hausgenosse) であり, 狭義の借家人は賃労働者と独立の手工業者であった。K. Blaschke, *Bevölkerungsgeschichte von Sachsen bis zur industriellen Revolution*, Weimar 1967, S.179, 183, 188. ヴァイスはザクセンの農村住民層 (農村手工業者, 学卒者と貴族を除く) を (1)完全農民, (2)部分フーフエ農と園地農 (小規模農民) および (3)小屋住農 (日雇労働者)・借家人に3区分し, 第3の階層について次のように記している。小屋住農は日雇労働者と森林・鉱山・運送労働者などであり, 借家人は借家の日雇労働者である。家族を持つ借家人はザクセンの農村にほとんど存在しなかったが, 19世紀に増加した。家族を持つ, 40歳の借家人は, 同世代家族の中で, 山岳地方 (エルツゲビルゲを指すであろう) の農村においてさえ, 3%を超えなかった。多くの場合に借家人は家族形成における第1段階, 過渡的段階であった。ザクセンでは, 家族を持つ男性にとって, 自分の家は常に, 追求する価値のあるものであった。Volkmar Weiss, *Bevölkerung und soziale Mobilität. Sachsen 1550-1880*, Berlin 1993, S.76-82, insbesondere S.80. —本償却協定で問題となる Hausgenossenhäusler は, 以上の諸文献にまったく言及されていない。しかも, この階層は本協定ばかりでなく, 騎士領プルシェンシュタイン所属の他の村落に関する償却協定 (本稿第3節以下) にも, しばしば義務者として挙げられている。また, 三月革命期に①クラウスニッツなど10村請願書は Hausgenossenhäusler に触れている。②ハイダースドルフなど6村請願書を提出したのも, Hausgenossen Häußler であった。拙稿, 「三月革命期における騎士領プルシェンシュタイン所属村落 (南ザクセン) からの請願書」, (2), 本誌, 20/2, 1988, p.92; 上掲論文, (3), 本誌, 20/3, 1988, p.123. 私はこれを「借家人たる小屋住農」と訳していた。拙稿, 20/2, p.98; 20/3, p.130. 後に私は10村請願書のそれを「間借人である小屋住農」, 6村請願書のそれを「小屋住農である間借人」(「部屋を借りている間借人」と区別される) と改めた。拙著, 『ザクセン農民解放運動史研究』, 御茶の水書房, 2001, pp.184, 187. この Hausgenossenhäusler の訳語を私は本稿でさらに変更し, 借家人家屋所有者としたい。ところで, 1830年「九月騒乱」期のディッターズバッハ村請願書は, angebaute Haußgenossen なる文言を含み, 私はこれを「耕作する間借人」と訳した。拙稿, 「九月騒乱期における騎士領プルシェンシュタイン所属集落 (南ザクセン) からの請願書」, (1), 本誌, 12/2, 1980, pp.176-177. その後, 私はフリーデバッハ村, ハイダースドルフ村, ケマースヴァルデ村とクラウスニッツ村の請願書の同じ語句を, 「[小屋を] 建てた間借人」に改めた (上掲論文, (3), 本誌, 12/4, pp.210-211など)。この訳語は松尾 2001 では, ディッターズバッハ村請願書に遡って, 用いられた (pp.50, 81, 82, 92-95, 97, 109, 114, 117を参照)。九月騒乱期の angebaute Haußgenossen の実態は, 本稿の償却協定および三月革命期請願書の Hausgenossenhäusler のそれとほぼ同じではなからうか。そのように想定して, あの請願書の「[小屋を] 建てた間借人」を本稿で引用するなら, 「[小屋を] 建てた借家人」としたい。 —本償却協定第1条前段(2)と(6)で定められた, 不確定賦役2種目の年地代分担金を見ると, 小屋住農のそれは借家人家屋所有者のその2倍になっている。

第2節 全国償却委員会文書第1853号

騎士領プルシェンシュタインに関する, 第2の全国償却委員会文書は, 第1853号, 「世襲・所有地プルシェンシュタイン=ザイダとハイダースドルフの1住民との間の, 1840年7月31日/8月21日の賦役・貢租・賦役代納金償却協定⁽¹⁾」である。

その序文は次の文章で始まっている。一方の被提議者と他方の提議者の間で次の償却が実現した。一方の被提議者は……世襲・所有地 [騎士領] プルシェンシュタイン=ザイダの所有者……であり, 他方の提議者は以下の土地, (a) ハイダースドルフ……のモルテル水車, 新保険番号93と……聖ニコライ水車, [同番号] 92 (付属する採草地・耕地を含む), (b) ハイダースドルフの……低地の林地 (Haingut), (c) ザイダ市の耕区にある…… [4ヶ所の合計 $3\frac{2}{3}$ アッカー [の耕地] と4ヶ所の採草地] の所有者, Gottlob Friedrich Kreher である。 —なお, 特別 [償却] 委員は前節の協定と同じ2人である。ただし, ヘフナーの前任者はフライベルクの弁護士 Gustav Bursian とされている。

第1条. …… [騎士領所有者] は自身と相続人, および, 騎士領プルシェンシュタイン=ザイダの

将来の所有者のために、G. F. Kreher [提議者] の上述の土地に対する、あらゆる権限を1839年1月1日から永久に放棄した。この騎士領の所有者としての彼に帰属する権限は、次のとおりである。

(a) 騎士領プルシェンシュタインに毎年支払われるべき世襲貢租・賦役代納金53T20G-P (内訳は2製粉水車……から50T-G-P, 低地の林地……から1T6G-P, ハイダースドルフ……の他の土地から2T14G-P),

(b) モルテル水車の所有者が、ザイダにある、騎士領プルシェンシュタイン=ザイダの大分農場・小分農場の借地人・管理人・牧羊親方・番人 (Vögte)・奉公人のための食用・祭日菓子用 [穀物], 家畜肥育と羊飼育に必要な [穀物], および、牧羊親方・番人・羊牧者に、あるいは、自身 [騎士領所有者] と彼らの [家族] に定められた現物給与用穀物を、製粉メツツェを差し引かず、糠も取らずに、無償で、製粉し、粗挽きし、パンを焼き、さらに、2分農場に合計2.5メツツェのスープ用穀物を無償で提供する [以上の賦役と現物貢租を水車屋に課す], という権限、並びに、

(c) 提議者の土地で行使する羊放牧権。

第2条. Kreher [提議者] はこの [権利] 放棄を受け入れ、彼自身と彼の土地の [将来の] 所有者のために、騎士領プルシェンシュタイン=ザイダから……モルテル水車の所有者としての彼に引き渡されてきた、すべての権限を同様に1839年1月1日から放棄した。その権限は次のとおりである。

(a) 騎士領の森の上手の区域から毎年4 シュラーゲンあるいは12クラフターの薪用軟材、ブナでは断面の直径16ツォル、を無償で切り倒し、運び出す権利、および、

(b) 牛4頭を騎士領領主の森、とくに大水車森と小水車森に、法令上の諸制限の下で放牧させ (einhüthen) てよい、との権利 (この権限からは何ものも除外されない)、である。そればかりでなく、

第3条. 1839年3月末に [提議者は] …… [騎士領所有者に] 20グルデン 鑄貨率 [の鑄貨] で1,076Tの償却一時金を現金で支払う義務を負った。この一時金には1839年1月1日から年5%の利子が付けられた。

第4条. …… [提議者] のこの宣告と約束に…… [騎士領所有者] は満足した。

第5条. [償却費用の負担——省略]

第6条. [同文4部の償却協定——省略]

騎士領プルシェンシュタインにて1840年6月10日——69ページは本協定第3—5条を示す。

この協定を全国償却委員会、Spitzner は同年8月21日に承認した。

本協定第1条によれば、ハイダースドルフで2水車といくらかの土地を所有する水車屋は、従来、世襲貢租と賦役代納金、合計53T20Gを支払わねばならなかった。また、彼は騎士農場経営のための無償の製粉義務 (一種の賦役) と穀粉提供義務 (一種の現物貢租) に服し、さらに、彼の土地も騎士領の羊放牧権に服していた。これらの製粉賦役、現物貢租 (穀粉)、貨幣貢租 (世襲貢租と賦役代納金) および羊放牧権を水車所有者は1,076Tの一時金で償却した。それと同時に彼は、騎士領の林地での薪伐採権と牛放牧権を失った。——以上の償却は年地代による部分を全く含まず、全額が一時金

支払いによって実施された。そして、この償却一時金額は貨幣貢租合計額のほぼ20倍に相当する。封建的諸義務が一時金支払いによって償還される場合、1832年償却法は、一般的には一時金の額を25倍と定めたけれども、貨幣貢租については規定しなかった。そこで、貨幣貢租は20倍額の一時金によって償還されうる、との前節の償却協定第1条(16)項（この倍率は、後に51年償却法補充法が定めた倍率と同じである）が、本協定でも適用されたのであろう。したがって、貨幣貢租以外の水車屋の義務、すなわち、賦役と現物貢租および騎士領の羊放牧権は彼の権利としての騎士領林地利用権と相殺された、と考えられる。

（注1）GK, Nr. 1853, Frohn- Zins- und Dienstgelder- Ablösungsrezeß vom 31. Juli / 21. August 1840 zwischen dem Erb- und Allodialgut Purschenstein mit Sayda und einem Einwohner zu Heidersdorf. —本償却協定は、賦役・貢租・賦役代納金のみを表題に記しているが、騎士領所有者の羊放牧権と1村民の薪伐採権（地役権）にも係わっている。また、本協定の承認日は前節のそれと同じである。

第3節 全国償却委員会文書第1892号

(1) 賦役・貢租償却協定

問題となる文書は、第1892号、「ノッセン近郊の騎士領プルシェンシュタインとウラースドルフおよびピルスドルフの住民との間の、1840年7月4日／9月7日の賦役・貢租償却協定⁽¹⁾」である。

序文によれば、一方の被提議者と他方の提議者は、この協定で詳細に記述される、騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの権限の償却に関して……以下のように討議し、協定した。一方の被提議者は世襲・所有地プルシェンシュタイン＝ザイダの所有者……であり、他方の提議者はウラースドルフとピルスドルフの以下のフーフエ農、小屋住農と借家人家屋所有者（義務者全員の氏名と不動産は後出第1表）である。——なお、特別〔償却〕委員は前節の協定と同じ2人である。

第1条。本契約第2条に数え上げられた、騎士領プルシェンシュタインへの賦役と支払い、および、それ〔同騎士領〕に帰属する羊放牧権から、彼らの所有地を永久に解放するために、提議者 Ehregott Leberecht Wange〔協定番号1〕と、序文に記された仲間たちは、これについて作成され、両当事者によって適当と承認された、特別の計算方式に従って、一時金あるいは年地代（後出第3表）として以下の現金支払いを引き受けた。

上記の償却額においては、法律上の控除と、提議者に帰属する反対給付への補償が留意されたばかりではない。被提議者は、撤回可能な (auf Widerruf stehenden) 賦役代納金についてばかりでなく、彼ら〔提議者〕が支払うべき貨幣貢租についても、20%を提議者に免除した。この協定によって貨幣貢租から割り引かれた免除 (Remiß) のために、後者〔貨幣貢租〕は、上の表に含まれる (in der vorstehenden Tabelle enthaltenen) 一時金額にまで縮小させられたので、あの貨幣貢租の完全な償還もこれ〔この一時金額〕によって行なわれる。そして、これら〔貨幣貢租〕は、引き受けられた〔年〕地代額に含まれない。

第2条。被提議者……〔騎士領所有者〕はこれらの年地代と一時金支払いに全く満足し、自身と騎

士領プルシェンシュタイン＝ザイダの後継所有者のために、提議者に対して次のように言明した。すなわち、上記の償却額のために、

(a) プルシェンシュタイン世襲台帳第38条によってウラースドルフとピルスドルフの農民に共同で [課された狩猟賦役]、そして、ピルスドルフの $\frac{3}{8}$ フーフエ農地2個、保険番号6と7 [協定番号6と7] およびウラースドルフの $\frac{1}{4}$ フーフエ農地2個、保険番号1と13 [協定番号37と49] の所有者に特別に課された狩猟賦役、次いで、

(b)(α) ウラースドルフの保険番号2, 3, 5-7, 10-12, 14, 17, 18, 20, 21, 23, 25-35, 37, 38と40 [協定番号2, 3, 5-7, 10-12, 14, 17-21, 23-36] および

(β) ピルスドルフの保険番号3-5, 8-11, 13と14 [協定番号39-41, 44-47, 49と50]

の農耕地、家屋と借家人家屋に課され [た各種賦役]、あるいは、騎士領プルシェンシュタインの世襲台帳に根拠を持ち、後の3賦役協定、すなわち、1737年11月7日、……1785年11月3日 (承認)、……1793年3月18日 (承認) の協定の中で修正され、大部分は撤回可能 (widerruflich) な賦役代納金として定められ、その制定以後にこれらの契約の基準に従って課された各種賦役、さらに、従来これらの賦役の一部の代わりに、撤回可能として (bis auf Widerruf) 支払われてきた賦役代納金、

(c) 下記の土地、

(α) ウラースドルフの保険番号1-3, 5-12と14-18 [協定番号1-3, 5-12と14-18] および

(β) ピルスドルフの保険番号2-7 [協定番号38-43]

に従来課された、すべての穀物貢租、

(d) 以下の表 (後出第4表) に表示された各種貨幣貢租、は永久に消滅する。また、

(e) 各人がその土地で他人のために亜麻を播く場合に、これまで通例であった、亜麻1フィアテル当たり雌鶏1羽あるいは1G9Pの亜麻播種貢租は今後支払われない。最後に、

(f) 騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの羊はウラースドルフとピルスドルフの耕区に再び追い立てられ、放牧されるべきでない。

第3条. 被提議者は自身と騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの後継所有者のために、提議者にさらに次の保証を与えた。すなわち、提議者がここに償却したと同じ賦役、賦役代納金および羊放牧 [権] を義務づけられた、騎士領プルシェンシュタインの領民で、……フライベルク特別管区に法的に訴えて、彼、被提議者に対して目下 [諸義務を] 否認している者が、

(a) 彼 [被提議者] とこれらすべての訴訟当事者 (Litiganten) との間で締結され、現在の訴訟のすべてを終結させる主契約によって、あるいは、

(b) これらすべての訴訟当事者が上記の訴訟において、彼らに義務づけられ、免除され、あるいは、既になされた宣誓に従属しないで、法的効力を持つ判決を通じて、一様に獲得する利益によって、あるいはまた、

(c) 委員による彼らの給付・地役権の評価によって、

問題となっている賦役、賦役代納金と羊放牧権を現在の [本協定の] 提議者よりも低い地代で償却す

る場合には、本契約で提議者が認めた償却地代は、この低い額に削減されるばかりではない。提議者は、彼らがその間に過大に支払った地代も、騎士領プルシェンシュタインから払い戻され、受け取るべきである。

この場合、本契約第9条に従って現在の額で地代銀行に委託された地代の引き下げは、……〔現在の騎士領所有者〕あるいは騎士領プルシェンシュタインの〔将来の〕所有者が、引き下げられるべき地代額を、提議者のために地代銀行に一時金によって償還し、弁済することによって、実行されるべきである。この引き下げの後に残る地代額が、4Pでもって残りなく割り切れない場合には、4Pでもって残りなく割り切れる地代を、再びつくるために必要であるだけを、提議者も一時金によって直ちに償還する〔べきである〕。

第4条。提議者 E. L. Wange [協定番号1] と仲間たちは、第2・第3条に含まれる、被提議者の宣告を受け入れた。

第5条。締結された償却協定は、1838年1月1日から実施された。すなわち、この日から、償却された給付と権利が廃止され、同意された償却地代が回転し始めた。

ウラースドルフの F. F. Schneider [協定番号4] およびピルスドルフの C. W. Richter, A. F. Krönert, G. L. Neubert と C. A. Krönert [協定番号37, 38, 42と43] が償却した貨幣貢租に関しては、被提議者は、一時金の支払いの後に初めて貢租を廃止することを確約し、その時まで貨幣貢租と対物的権利を留保した。

第6条。第1条で述べられた一時金は、一般に1838年の聖ヨハネ祭に全額支払われる。〔一時金は20グルデン鑄貨率の鑄貨による。例外的な支払時期規定は省略〕

第7条。〔20グルデン鑄貨率の鑄貨による年地代の支払時期——省略〕

第8条。〔対物的負担としての償却地代——省略〕

第9条。〔地代銀行へのすべての年地代の委託——省略〕

第10条。〔委託地代額・地代端数一覧表——省略〕

第11条。〔委託地代関連法規——省略〕

第12条。〔償却費用の負担——省略〕

第13条。〔同文4部の償却協定——省略〕

ピルスドルフの世襲村長宅にて1840年7月4日——73ページは本協定第1条の最初を示している。

この償却協定を全国償却委員会、Spitzner は同年9月7日に承認した。

(注1) GK, Nr. 1892, Frohn- und Zinsablösungsrezeß vom 4. Juli / 7. September 1840 zwischen dem Rittergut Purschenstein bei Nossen und den Einwohnern zu Ullersdorf und Pillsdorf. ——この協定は、表題には賦役と貢租しか記されていないが、放牧権なども償却の対象としている。

(2) 償却年地代・一時金合計額

第1表は本協定序文における義務者全員の協定番号、氏名と不動産を、〈 〉内に保険番号を示す。

第 1 表 義務者全員の氏名と不動産

(I) ウラースドルフ

- [1] Ehregott Leberecht Wange ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地と製粉水車 <1>)
- [2] Christian Friedrich Langer ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地 <2>)
- [3] Ehregott Wilhelm Flade ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地 <3>)
- [4] Fürchtegott Friedrich Schneider ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地 <4>)
- [5] Karl Gottlob Preyßler (1 フーフエ農地 <5>)
- [6] Karl Friedrich Müller (1 フーフエ農地 <6>)
- [7] Karl Gottlieb Klemmer (1 フーフエ農地 <7>)
- [8] August Friedrich Köhler ($\frac{3}{8}$ フーフエ農地 <8>)
- [9] Gottlob Köhler ($\frac{3}{8}$ フーフエ農地と製粉水車 <9>)
- [10] Traugott Friedrich Herklotz ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地 <10>)
- [11] Johann Gottfried Schaarschuh ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地 <11>)
- [12] Johann Traugott Schlesier ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地 <12>)
- [13] August Friedrich Müller ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地 <13>)
- [14] Johann Christoph Dürrfeld ($\frac{3}{4}$ フーフエ農地 <14>)
- [15] Karl August Werner ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地 <15>)
- [16] Gotthelf Friedrich Neubert ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地 <16>)
- [17] Gottlieb Friedrich Kempe ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地 <17>)
- [18] Christian Gottlieb Langer ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地 <18>)
- [19] Gotthelf Heinrich Rüdiger (家屋 <20>)
- [20] Christian Friedrich Brückner (家屋 <21>)
- [21] Traugott Friedrich Preyßler (家屋 <23>)
- [22] Karl Gottlieb Beier (家屋 <24>)
- [23] 未亡人 Johanne Christiane Ubermann (借家人家屋 <25>)
- [24] Johann Christoph Glöckner (家屋 <26>)
- [25] Karl Gottlob Krönert (借家人家屋と水車 <27>)
- [26] Gotthelf Friedrich Müller (家屋 <28>)
- [27] Karl Gottlob Preyßler (家屋 <29>)
- [28] 未亡人 Johanne Eleonore Flade (借家人家屋 <30>)
- [29] 離婚女性 Christiane Fliederike Thiele (借家人家屋 <31>)
- [30] Gotthelf Friedrich Fritzsche (借家人家屋 <32>)
- [31] Karl Gottlieb Wittig (借家人家屋 <33>)
- [32] Karl Friedrich Fürchtegott Dietel (借家人家屋 <34>)
- [33] Karl Traugott Fischer (借家人家屋 <35>)
- [34] Gotthelf Friedrich Dietel (借家人家屋 <37>)
- [35] August Friedrich Herklotz (借家人家屋 <38>)
- [36] Karl Gottlob Brückner (借家人家屋 <40>)

(II) ピルスドルフ

- [37] Karl Wilhelm Richter (世襲村長地⁽¹⁾ <1>)
- [38] August Friedrich Krönert ($1\frac{1}{2}$ フーフエ農地 <2>)
- [39] Johann Gottlob Gehmlich ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地 <3>)
- [40] Gottlieb Friedrich Weißbach ($\frac{1}{8}$ フーフエ農地 <4>)
- [41] Karl Gotthelf Krönert ($\frac{3}{8}$ フーフエ農地 <5>)
- [42] Gotthelf Leberecht Neubert ($\frac{3}{8}$ フーフエ農地 <6>)
- [43] Karl August Krönert ($\frac{3}{8}$ フーフエ農地 <7>)
- [44] Karl Gottlob Werner (家屋 <8>)
- [45] Karl Gotthelf Scheinpflug (家屋 <9>)
- [46] Johann Traugott Einert (家屋 <10>)
- [47] Johann Gottlieb Schneider (家屋 <11>)
- [48] Traugott Friedrich Kempe (家屋 <12>)
- [49] Gotthelf Friedrich Trapschuh (家屋 <13>)
- [50] Johann Gotthelf Hampel (借家人家屋 <14>)

同一人と記された義務者は本協定にはいない。協定番号5と27は同じ村の同姓同名者であるけれども、以下では義務者を便宜上50人と考えておく。それはウラースドルフの36人（フーフエ農18人，小屋住農8人，借家人家屋所有者9人と水車屋1人）とピルスドルフの14人（世襲村長1人，フーフエ農6人，小屋住農6人と借家人家屋所有者1人）である。

本稿第1節(2)第2表を作成したのと同じ理由から，本協定序文（第1表）に基づいて，保険番号

〈 〉内の数字)を協定番号〔 〕内の数字)と対照させたものが第2表である。

第2表 保険番号・協定番号対照表

(I) ウラースドルフ

〈1〉 = [1] ; 〈2〉 = [2] ; 〈3〉 = [3] ; 〈4〉 = [4] ; 〈5〉 = [5] ; 〈6〉 = [6] ;
 〈7〉 = [7] ; 〈8〉 = [8] ; 〈9〉 = [9] ; 〈10〉 = [10] ; 〈11〉 = [11] ; 〈12〉 = [12] ;
 〈13〉 = [13] ; 〈14〉 = [14] ; 〈15〉 = [15] ; 〈16〉 = [16] ; 〈17〉 = [17] ; 〈18〉 = [18] ;
 〈20〉 = [19] ; 〈21〉 = [20] ; 〈23〉 = [21] ; 〈24〉 = [22] ; 〈25〉 = [23] ; 〈26〉 = [24] ;
 〈27〉 = [25] ; 〈28〉 = [26] ; 〈29〉 = [27] ; 〈30〉 = [28] ; 〈31〉 = [29] ; 〈32〉 = [30] ;
 〈33〉 = [31] ; 〈34〉 = [32] ; 〈35〉 = [33] ; 〈37〉 = [34] ; 〈38〉 = [35] ; 〈40〉 = [36]

(II) ビルスドルフ

〈1〉 = [37] ; 〈2〉 = [38] ; 〈3〉 = [39] ; 〈4〉 = [40] ; 〈5〉 = [41] ; 〈6〉 = [42] ;
 〈7〉 = [43] ; 〈8〉 = [44] ; 〈9〉 = [45] ; 〈10〉 = [46] ; 〈11〉 = [47] ; 〈12〉 = [48] ;
 〈13〉 = [49] ; 〈14〉 = [50]

第3表は第1条から各義務者の償却年地代(A)と一時金(B)を協定番号に従って表示している。同じ村で負担の種類と額が同じである、複数の義務者はまとめた。

第3表 各義務者の償却年地代・一時金額

(I) ウラースドルフ

[1] (A)年地代5T2G6P+(B)一時金-T7G6P	[13] (A)年地代-T20G6P+(B)一時金-T7G6P
[2] (A)年地代7T12G1P+(B)一時金-T7G6P	[14] (A)年地代15T14G2P+(B)一時金-T7G6P
[3] (A)年地代9T20G2P+(B)一時金-T7G6P	[15] (A)年地代-T17G6P+(B)一時金-T3G9P
[4] (A)年地代3T4G11P+(B)一時金15T-G10P	[16] (A)年地代1T1G7P+(B)一時金-T3G9P
[5] (A)年地代15T22G5P+(B)一時金-T7G6P	[17] (A)年地代11T20G8P+(B)一時金-T7G6P
[6] (A)年地代18T14G11P+(B)一時金-T7G6P	[18] (A)年地代8T17G4P+(B)一時金-T7G6P
[7] (A)年地代17T15G-P+(B)一時金-T7G6P	[19-21, 24, 26, 27] (A)年地代2T16G8P
[8] (A)年地代3T6G1P+(B)一時金-T3G9P	[22] (A)年地代-T1G5P
[9] (A)年地代2T20G11P+(B)一時金-T3G9P	[23] (A)年地代1T20G-P
[10] (A)年地代9T-G7P+(B)一時金-T7G6P	[25] (A)年地代1T20G-P+(B)一時金120T-G-P
[11] (A)年地代8T18G10P+(B)一時金-T7G6P	[28-36] (A)年地代2T-G-P
[12] (A)年地代10T2G3P+(B)一時金-T7G6P	

(II) ビルスドルフ

[37] (A)年地代4T-G11P+(B)一時金13T8G-P	[42] (A)年地代2T20G10P+(B)一時金5T3G9P
[38] (A)年地代2T10G2P+(B)一時金10T-G-P	[43] (A)年地代3T-G2P+(B)一時金5T3G9P
[39] (A)年地代14T22G6P+(B)一時金-T7G6P	[44-47, 49] (A)年地代2T16G8P
[40] (A)年地代3T17G7P+(B)一時金-T3G9P	[48] (A)年地代-T1G-P
[41] (A)年地代11T4G2P+(B)一時金-T3G9P	[50] (A)年地代2T-G-P

(III) 2村合計額

(A)年地代246T6G6P+(B)一時金173T23G10P

第4表は第2条(d)の貨幣貢租を示している。氏名と保険番号による原表の表示は協定番号に組み替えた。表中の(A)は世襲貢租,(B)は打穀金,(C)は警衛金,(D)は紡糸金,(E)は一種

の世襲貢租⁽²⁾であり、(F)は各人合計額である。同じ村で貢租の種類と金額が同じ義務者はまとめた。負担が1種類の場合には、(F)欄を設けていない。(F)は各村合計額(Ⅲ)と同じく私の計算による。

第4表 各義務者の貨幣貢租額

(I) ウラースドルフ

$$[2] (A)-T6G-P+(C)-T4G-P+(D)-T3G6P \\ = (F)-T13G6P$$

$$[3, 5-7, 10, 11, 14, 17, 18] (A)-T6G-P+ \\ (B)-T7G8P+(C)-T4G-P+(D)-T3G6 \\ P=(F)-T21G2P$$

$$[4] (A)-T2G6P+(B)-T7G8P+(C)-T4G- \\ P+(D)-T3G6P=(F)-T17G8P$$

(II) ビルスドルフ

$$[37] (A)-T16G-P$$

$$[38] (A)-T12G-P$$

$$[39] (A)-T6G-P+(B)-T7G8P+(C)-T4G-P \\ +(D)-T3G6P=(F)-T21G2P$$

$$[40] (A)-T1G6P+(B)-T1G11P+(C)-T1G- \\ P+(D)-T-G10.5P=(F)-T5G3.5P$$

$$[12] (A)-T6G-P+(B)-T7G8P+(D)-T3G6 \\ P=(F)-T17G2P$$

$$[19-21, 23, 24, 26-36] (A)-T4G-P+(D)-T \\ 3G-P=(F)-T7G-P$$

$$[25] (A)-T4G-P+(D)-T3G-P+(E)10T-G-P \\ = (F)10T7G-P$$

$$[41] (A)-T4G6P+(B)-T5G9P+(C)-T3G- \\ P+(D)-T2G7.5P=(F)-T15G10.5P$$

$$[42, 43] (A)-T3G-P$$

$$[44-47, 49, 50] (A)-T4G-P+(D)-T3G-P= \\ (F)-T7G-P$$

(Ⅲ) 貨幣貢租合計額

ウラースドルフ 24T21G10P (世襲貢租29人, 打穀金11人, 警衛金11人, 紡糸金29人, 一種の世襲貢租1人)

ビルスドルフ 4T22G4P (世襲貢租13人, 打穀金3人, 警衛金3人, 紡糸金9人)

2村合計額 29T20G2P

ところで、既に本節(1)で紹介したように、第1条末尾は次のように規定している。「被提議者は、撤回可能な賦役代納金についてばかりでなく、彼ら[提議者]が支払うべき貨幣貢租についても、20%を提議者に免除した。この協定によって貨幣貢租から割引かれた免除のために、後者[貨幣貢租]は、上の表に含まれる一時金額にまで縮小させられたので、あの貨幣貢租の完全な償還もこれ[この一時金額]によって行なわれる。そして、これら[貨幣貢租]は、引き受けられた[年]地代額に含まれない」と。この条文の文言、「上の表に含まれる一時金額」は第1条の表の、すなわち、上記第3表の一時金額であるはずである。

その第1条(第3表)における一時金の2村合計額は173T23G10Pである。他方で、第2条(d)の貨幣貢租5種類の2村合計額は29T20G2P(第4表)と計算される。両者を比較すると、前者の額は後者の6倍に達しない。一時金でもって償還される貨幣貢租について、本稿第1節の協定第1条(6)が規定した倍率、20倍に対して、この6倍弱の一時金は余りにも小さい。そればかりではない。協定番号1, 8, 9, 13, 15と16の6人は第4表によれば貨幣貢租をまったく義務づけられていないけれども、第3表は彼らの一時金を記載している。これは、上記の6人が貨幣貢租以外の義務を一時金によって償還したことを意味するのかもしれない。それに対して、協定番号19-21, 23, 24, 26-36と44-50の23人は第4表によれば2種類の貨幣貢租を義務づけられていたにも拘わらず、第3表は上記23人の一時金を記していない。この事情は私には説明できない。そこで、第3表と第4表の関係につ

いて2つの場合を想定しよう。第1は、第4表の貨幣貢租の償却一時金が第3表の一時金として既に算入されている、と想定する場合である。第2は、第4表の貨幣貢租が第3表の一時金に含まれず、その一時金は別個に算定される、と想定する場合である。

第1の想定の下では、次のような概算が可能であろう。まず、第3表から償却年地代と一時金のそれぞれの村別合計額を算出する。次に、年地代合計額は、プフェニヒ額を切り捨てたうえで、25倍額の一時金に換算し、一時金合計額と合算する。さらに、合算した合計額（グロッシェン額は切り捨て）を基準として、年地代と一時金の構成比（百分率の小数点以下第1位を四捨五入）を求める（以上の計算方式は本稿第1節第9表と同じである）。その結果が第5表である。[]の数字は、各村合計額に占める年地代・一時金の割合を示す。

第5表 一時金換算年地代・一時金合計額と構成比（想定第1）

(I) ウラースドルフ

年地代	188T13G10P \div 188T13G	{4,713T13G \div 4,713AT}	[97%]
一時金		{139T17G 4 P \div 139AT}	[3%]
村合計額		{4,853T 6 G \div 4,853AT}	<77%> [100%]

(II) ピルスドルフ

年地代	57T16G 8 P \div 57T16G	{1,441T16G \div 1,441AT}	[98%]
一時金		{34T 6 G 6 P \div 34AT}	[2%]
村合計額		{1,475T22G \div 1,475AT}	<23%> [100%]

(III) 2村合計額

年地代	246T 6 G 6 P \div 246T 6 G	{6,156T 6 G \div 6,156AT}	<97%>
一時金		{173T23G \div 173AT}	<3%>
年地代・一時金 2村合計額		{6,330T 5 G \div 6,330AT}	<100%>

本協定は、第2条によれば狩猟賦役、各種賦役、賦役代納金、現物（穀物）貢租、亜麻播種貢租、羊放牧権と各種貨幣貢租を、年地代と一時金によって償却しようとした。第5表で一時金換算年地代・一時金合計額の構成比を見ると、2村合計においても各村においても、年地代が圧倒的な割合を占めている。これは賦役、現物貢租、放牧権などに基づくであろう。一時金の比率は2村合計で僅か3%にすぎない。その一部分が貨幣貢租であろう。2村で比較すると、ウラースドルフが2村合計の75%を超え、ピルスドルフは25%に達しない。しかし、本協定によって償却された諸義務の種目別内訳は不明である。

第2の想定の下では、第4表の貨幣貢租を20倍した一時金額を、第5表の各村数字に加算せねばならない。計算の結果が第6表である。

第6表 一時金換算年地代・一時金合計額と構成比（想定第2）

(I) ウラースドルフ	
年地代	{4,713AT} [88%]
一時金	{139AT} [3%]
貨幣貢租	24T21G10P≐24T21G {497T12G≐497AT} [9%]
村合計額	{5,349AT} <77%> [100%]
(II) ピルスドルフ	
年地代	{1,441AT} [92%]
一時金	{34AT} [2%]
貨幣貢租	4 T22G 4 P≐ 4 T22G {98T 8 G≐98AT} [6%]
村合計額	{1,573AT} <23%> [100%]
(III) 2村合計額	
年地代	{6,156AT} <89%>
一時金	{173AT} <2%>
貨幣貢租 2村合計	29T20G 2 P≐29T20G {596T16G≐596AT} <9%>
年地代・一時金 2村合計額	{6,925AT} <100%>

第2の想定の下では、2村合計額は6,330T（第5表）から6,925Tに増加する。2村間の比率は変化しない。確実に貨幣貢租に基づく償却一時金は、2村合計額の9%を占める。ウラースドルフでは村合計額の9%が、ピルスドルフでは6%が確実な貨幣貢租である。

なお、本協定第3条は、賦役と羊放牧権を巡って、騎士領プルシェンシュタインが、本協定を結んだ領民以外と訴訟中であり、その裁判の結果によっては、本協定の償却地代額が変更されうる、と定めている。しかし、本節は、償却地代額が本協定成立以後に変更されなかった、と想定している。

(注1) 世襲村長地と訳した *Erbgericht* について、本稿第1節(2)(注1)を参照。第1節の償却協定は世襲受封村長地をフーフエ農地と見なしていたが、本協定も世襲村長地をフーフエ農地と見なしている。

(注2) ここでは *Canones* であり、本協定第6条では「製粉所経営のための *Canon 10T-G-P*」である。

第4節 全国償却委員会文書2023号

(1) 賦役・貢租償却協定

これは、第2023号文書、「ノッセン近郊の騎士領プルシェンシュタインとフリーデバッハの住民との間の、1840年9月22日/30日の賦役・貢租償却協定⁽¹⁾」である。

一方の被提議者と他方の提議者は以下の償却契約を締結した。一方の被提議者は……世襲・所有地プルシェンシュタイン＝ザイダの所有者……であり、他方の提議者はフリーデバッハの以下のフーフエ農（義務者全員の氏名と不動産は後出第1表）である。——なお、「騎士領プルシェンシュタイ

ンに関して任命された特別償却委員」は、前節の協定と同じ2人である。

第1条. 他方の契約当事者 Anton Balthasar von Rabenau [協定番号1] と仲間たちは、第2条に記された対象の償却のために、両当事者が実施し、適当と認め、こうして更に承認した暫定的計算に基づいて、自身と上記の土地の後継所有者のために償却年地代と償却一時金（後出第3表）を騎士領プルシェンシュタインの所有者に同意した。その場合、第2条に記された貨幣貢租の償却は、それらと、撤回可能な賦役代納金とについて、騎士領領主が提議者に免除した20%を割り引いた後に、この表に含まれる一時金額 [の支払い] によってのみ行なわれる。そして、この貨幣貢租は、引き受けられた年地代に含まれない。

第2条. …… [騎士領所有者] はこの約束を受け入れ、この補償に対して次のように言明した。

- (1) 提議者が従来その所有地から騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダに、一部は給付すべきであった [賦役] と、一部は、1737年……、……1785年……（承認）および……1793年……（承認）の賦役協定に従って……解除可能であり、そして、今廃止される賦役代納金として支払うべきであった賦役のすべて（ただし、フリーデバッハの農民の順番制狩猟賦役は除外され、その特別の償却は留保されている）、
- (2) 彼らが騎士領プルシェンシュタインに従来給付すべきであった、去勢雄鶏と各種穀物の現物貢租のすべて、および、
- (3) 下記の額の貨幣貢租（後出第4表）、は永久に消滅する。
- (4) 世襲村長地 [協定番号1a] の所有者がプルシェンシュタインの騎士領領主のために狩猟犬1匹を哺育する [義務]、および、
- (5) 世襲水車、保険番号72 [協定番号10] の所有者が上記の騎士領領主に豚1匹を、それが指3本分の（3 Queerfinger hoch）脂身を持つまで、肥育する [義務]、あるいは、騎士領領主の選択によっては3T-G-Pの貨幣をその代わりに支払う義務、はもはやない。
- (6) 提議者は、その土地で他人のために亜麻を播く時に、1フィアテルの亜麻について-T1G9Pあるいは雌鶏1羽をもはや与えない。
- (7) 第6条で約定された牧道権（Uibertrift）は留保されているけれども、騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの羊は彼らの上述の土地で再び放牧され、追い立てられ（aufgetrieben）ない。

第3条. これは全国償却委員会文書第1892号（本稿第3節）第3条の条文とほぼ同じなので、省略する。ただし、この「約束」は本協定の世襲水車屋 [協定番号10] に対してだけは適用されない。

第4条. 他方の契約当事者はこの約束 [第3条] を本契約の一主要条件として受け入れた。

第5条. 両当事者は、締結された償却契約を既に1838年1月1日に実施した。償却された賦役と貢租の給付、および、償却された放牧 [権] の行使は廃止され、第1条で引き受けられた償却地代 [の支払い] が、その時以後、始まった。

一時金支払いによって償却される貨幣貢租に関しては、貢租とその対物的権利は、それに同意された一時金の納付まで存続する。[各人の一時金支払期日など——省略]

第6条. フリーデバッハにおける騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの羊放牧 [権] と、フリーデバッハの牧道（Triftzuge）に含まれる、周辺地域におけるそれが完全に償却されない限り、あるい

は、停止されない限り、他方の契約当事者は騎士領プルシェンシュタインの羊に対して彼らの土地での、幅10エレの牧道権を、必要な限り容認せねばならない。しかし、これに対しては、それに利用される土地1シェッフェル当たり、年に2グロッシェンの補償が騎士領から受領されるべきである。

第7条。[対物的負担としての償却地代——省略]

第8条。[20グルデン鑄貨率の鑄貨による償却地代の支払期日——省略]

第9条。……[騎士領所有者]はこれらの年地代を彼の騎士領に留めておかず、お上による本協定の承認直後の復活祭期あるいはミカエリス期に、4プフェニヒで割り切れる年額の徴収を地代銀行に委ね、あるいは、20グルデン鑄貨率[の鑄貨]での25倍額の現金支払いを[求める]、と明示した。

第10条。地代支払者はこれを完全に了解したばかりでない。……地代銀行に移る地代を彼らが騎士領プルシェンシュタインの所有者に最後に[地代銀行委託直前に]支払わねばならない時期に、年額4プフェニヒに達しないで、[地代銀行]委託から除かれる地代[端数]の25倍額を一度に支払う、と[彼らは]約束した。

第11条。この時点で $\frac{1}{2}$ フーフエ農 C. L. Barwasser [協定番号2]は2Pの年地代を4G2Pの、1フーフエ農 Gd. F. Kaltfen [協定番号6]は1Pの年地代を2G1Pの一時金で償還せねばならない。それに対して、前者の残りの年地代8T13G-P⁽²⁾と、後者の残りの年地代17T-G-Pは、第1条に列挙された、他のすべての年地代と同じように、この時点で地代銀行に移る。[委託地代関連法規——省略]

第12条。[償却費用の負担——省略]

第13条。本契約の第2条に明示されていない、残りすべての賦役・貢租・権限を……[騎士領所有者]は他方の契約当事者の同意の下で留保した。それはとくに、T. W. F. Philippの $\frac{1}{2}$ フーフエ農地、保険番号10[協定番号9]に課され、世襲台帳と売買[証書]に基づいて、取り消し不可能な賦役代納金、年12T-G-Pと世襲貢租、年-T7G8Pである。

第14条。[同文4部の償却協定——省略]

騎士領プルシェンシュタインにて1840年9月22日——81ページは本協定第1条を示している。

全国償却委員会、Spitznerはこの協定を同年9月30日に承認した。ただし、「誤解を避けるために」として、第3条の末尾に一文が追加された。この文章は、償却地代額ではなく、地代銀行に係わるので、省略する。

(注1) GK, Nr. 2023, Frohn- und Zins-Ablösungsrezeß vom 22./30. Septbr. 1840 zwischen dem Rittergut Purschenstein und den Einwohnern zu Friedebach. ——この協定は、表題には賦役と貢租しか記されていないが、放牧権なども対象としている。

(注2) 第1条(第2表)では協定番号2の年地代は8T3G2Pとされているので、それから2Pを差し引いた地代銀行委託額は、原文の8T13G-Pではなく、8T3G-Pになるはずである。

(2) 償却年地代・一時金合計額

第1表は本協定序文から義務者全員の協定番号、氏名と不動産を、〈 〉内に保険番号を示してい

る。

第1表 義務者全員の氏名と不動産

- | | |
|---|--|
| [1] 陸軍中尉 Anton Balthasar von Rabenau ¹⁾ ((a) 世襲村長地<1>, (b) $\frac{1}{2}$ フーフエ農地<32>, (c) 小屋住農家屋<58>) | フェ農地<21>) |
| [2] Carl Leberecht Barwasser ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地<6>) | [6] Gotthold Friedrich Kaltofen (1フーフエ農地<24>) |
| [3] Gotthelf Friedrich Kaltofen ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地<7>) | [7] Gottlieb Friedrich Kaltofen (1フーフエ農地<25>) |
| [4] Carl Gottlieb Kaden ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地<12>) | [8] Carl Moritz Klopfer ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地<33>) |
| [5] Carl August Leberecht Hachenberger (2 $\frac{3}{4}$ フーフエ農地<40>) | [9] Traugott Wilhelm Friedrich Philipp ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地<40>) |
| | [10] Carl August Fritzsche (世襲水車<72>) |

同一人と記された義務者も同姓同名者も本協定にはいない。それぞれ独自の保険番号をもつ1bと1cを、それらを合わせて所有する世襲村長(1a)にまとめると、本協定の義務者は世襲村長1人、フーフエ農8人と世襲水車屋(以下では、単に水車屋とする)1人の計10人である。協定序文はこの10人をすべてフーフエ農に一括している。

序文(第1表)から保険番号(< >内の数字)を協定番号([]内の数字)と対照させたものが第2表である。

第2表 保険番号・協定番号対照表

<1> = [1a] ; <6> = [2] ; <7> = [3] ; <12> = [4] ; <21> = [5] ; <24> = [6] ; <25> = [7] ; <32> = [1b] ; <33> = [8] ; <40> = [9] ; <58> = [1c] ; <72> = [10]

第1条に記載された償却年地代・一時金額は、第3表にまとめられている。原表と異なって、第3表は協定番号のみによって番号順に作成されている。

第3表 各義務者の償却年地代・一時金額

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| [1a] (A)年地代4T-G-P+(B)一時金71T16G-P | [6] (A)年地代17T-G1P |
| [1b] (A)年地代13T21G-P | [7] (A)年地代5T1G-P+(B)一時金193T14G8P |
| [1c] (A)年地代3T2G-P | [8] (A)年地代8T19G8P |
| [2] (A)年地代8T3G2P | [9] (A)年地代1T13G4P |
| [3] (A)年地代8T23G-P | [10] (A)年地代3T-G-P |
| [4] (A)年地代9T15G8P | 合計(A)年地代86T12G11P+(B)一時金305T6G8P |
| [5] (A)年地代3T-G-P+(B)一時金40T-G-P | |

第4表は第2条(3)の貨幣貢租を協定番号順に表示している。表中の(A)は世襲貢租・ミカエリス貢租を、(B)は打穀金を、(C)は警衛金を、(D)は紡糸金を、(E)は確定賦役代納金を、(F)は酒屋貢租・搾油所貢租・水流貢租を、(G)は各人合計額を示す。(G)は村合計額と同じく私の計算である。

第4表 各義務者の貨幣貢租額

[1 a] (A)-T22G-P+(F) 5 T 8 G-P=(G)6T6G-P	[7] (A)-T 7 G 2 P+(B)-T 7 G 8 P+(C)-T 4 G-P+(D)-T 3 G 6 P+(E) 8 T18G-P=(G) 9 T16G 4 P
[1 b] (A)-T 3 G 8 P+(B)-T 7 G 8 P+(C)-T 4 G-P+(D)-T 3 G 6 P=(G)-T18G10P	[8] (A)-T 3 G 8 P+(C)-T 4 G-P+(D)-T 3 G 6 P=(G)-T11G 2 P
[1 c] (A)-T 4 G-P+(D)-T 3 G-P=(G)-T 7 G-P	村合計額（世襲貢租・ミカエリス貢租 [1 a, 1 b と 1 c を世襲村長にまとめる] 8人, 打穀金5人, 警衛金6人, 紡糸金6人, 確定賦役代納金1人, 酒屋貢租・搾油所貢租・水流貢租1人) 21T16G 7 P
[2] (A)-T 3 G-P	
[3] (A)-T 2 G11P+(B)-T 3 G10P+(C)-T 2 G-P+(D)-T 1 G 9 P=(G)-T10G 6 P	
[4] (A)-T 2 G 3 P+(B)-T 7 G 8 P+(C)-T 4 G-P+(D)-T 3 G 6 P=(G)-T17G 5 P	
[5] (A) 2 T-G-P	
[6] (A)-T 7 G 2 P+(B)-T 7 G 8 P+(C)-T 4 G-P+(D)-T 3 G 6 P=(G)-T22G 4 P	

第2条(3)に記された貨幣貢租6種（第4表）の村合計額は、1 a, 1 b と 1 c を一括すると、8人から21T16G 7 Pになる。他方で、本協定第1条は、貨幣貢租が償却年地代に含まれず、第1条の表（本節第3表）に記された一時金の支払いによってのみ、償却される、と規定している。しかし、前節で検討した償却協定の第1条と第2条（d）についてと同じく、本節第3表の一時金合計額305T 6 G 8 Pと第4表の貨幣貢租合計額21T16G 7 Pとの関係が私には不明である。一連番号1 b, 1 c, 2-4, 6と8は、第4表によれば貨幣貢租を義務づけられていたけれども、第3表の一時金支払い義務者として記載されていないからである。そこで私は第4表の貨幣貢租額を、前節についてと同じように、2つの想定の下で考察しよう。計算方式は前節と同じである。また、前節と同じように、本協定第3条の規定にも拘わらず、償却地代額の変更は本協定成立以後もなかった、と想定する。

第1の想定（第4表の貨幣貢租額を無視する）の下で第5表が得られる。

第5表 一時金換算年地代・一時金合計額と構成比（想定第1）

年地代	86T12G11P \div 86T12G {2,162T12G \div 2,162AT} <88%>
一時金	{305T 6 G 8 P \div 305AT} <12%>
合計額	{2,467AT} <100%>

第5表で一時金換算年地代・一時金合計額の構成比を見ると、88%は年地代で、12%が一時金であった。この12%の一部は貨幣貢租に基づくものであったろう。しかし、本協定によって償却された諸義務（賦役、賦役代納金、現物貢租、貨幣貢租、羊放牧権など）の種目別内訳は不明である。

第2の想定（第4表の貨幣貢租の20倍額の一時金を第5表に追加）の下では、第6表が得られる。

第6表 一時金換算年地代・一時金合計額と構成比（想定第2）

年地代	{2,162AT} <75%>
一時金	{305AT} <11%>
貨幣貢租	21T16G 7 P \div 21T16G {433T19G \div 433AT} <15%>

合計額 {2,900AT} <100%>

合計額は、2,467T（第5表）から2,900Tに増加する。この合計額の15%は確実に貨幣貢租に基づいている。

（注1）Anton Balthasar von Rabenauは1790年に生まれ、1879年に没した。Gothaisches genealogisches Taschenbuch der adeligen Häuser, Jg. 1, 1900, S. 717. この生没年に加えて、Heinrich August Verlohren (Hrsg.), Stammregister und Chronik der Kur- und Königlich Sächsischen Armee von 1670 bis zum Beginn des 20. Jahrhunderts, Leipzig 1910, S. 422は次の軍歴を記している。1807年に陸軍士官候補生、08年に陸軍少尉 (Sousleutenant), 10年に退役。後に陸軍中尉 (Premltns-Char.)に昇進。——なお、貴族の彼が本協定の3個 (1 a, 1 b と 1 c) の農民的・農村的不動産を取得した時期は、不明である。1837年の農民地取得制限廃止令について、拙稿、「リンバッハ」, (6), p. 62を参照。騎士領リンバッハにおいて、貴族である騎士領所有者は、騎士領以外の不動産2個を償却前から所有していた。そのうち、酒店（連畜所有農地1と手〔賦役〕地1を含む）の賦役は1838/39年に無償で廃止され（拙稿、「リンバッハ」, (4), p. 48）、農民地の貨幣貢租は1853/54年に有償で、ただし、ごく少額で、償却された（拙稿、「リンバッハ」, (6), p. 62）。

第5節 全国償却委員会文書第2024号

(1) 賦役・貢租償却協定

これは、第2024号文書、「ノッセン近郊の騎士領プルシェンシュタインとケマースヴァルデの住民との間の、1840年9月22/30日の賦役・貢租償却協定⁽¹⁾」である。この作成・承認日付は前節の全国償却委員会文書2023号と同じである。

一方の被提議者と他方の提議者は、本契約の中で以下に詳細に指摘される権利の償却について、一部は契約によって、一部は、法的効力のある判決によって、次の協定に至った。一方の被提議者は……世襲・所有地プルシェンシュタイン＝ザイダの所有者……であり、他方の提議者はケマースヴァルデの以下のフーフエ農、小屋住農と借家人家屋所有者（義務者全員の氏名と不動産は後出第1表）である。——なお、特別〔償却〕委員は前節と同じ2人である。

第1条。提議者、未亡人 Johanne Christiane Rebecka Felber〔協定番号1〕と仲間たちは、第2条に従って廃止される、騎士領プルシェンシュタインの権限に対して、控除されない、以下の償却年地代と一時金（後出第3表）を引き受けた。〔これらの年地代と一時金は、〕彼らの土地の個々の地代額と一時金についての特別の一覧表と計算の基準に従うものであり、審議の過程で作成され、両当事者によって認められ、適当と承認された。その場合、第2条に記された貨幣貢租の償却は、それらと、撤回可能な賦役代納金とについて、騎士領領主が提議者に免除した20%を割り引いた後に、この表に含まれる一時金額〔の支払い〕によってのみ、行なわれる。そして、この貨幣貢租は、引き受けられた年地代に含まれない。

第2条。被提議者……〔騎士領所有者〕はこれに満足し、第1条で同意された償却金額のために、自身と騎士領プルシェンシュタインの後継所有者に関して、

(a) 他方の契約締結者〔提議者〕に含まれるフーフエ農を、プルシェンシュタインへの順番制獵獣

№	Name	Year	Value	Year	Value
1	...	21	...	21	...
2	...	22	...	22	...
3	...	23	...	23	...
4	...	24	...	24	...
5	...	25	...	25	...
6	...	26	...	26	...
7	...	27	...	27	...
8	...	28	...	28	...
9	...	29	...	29	...
10	...	30	...	30	...
11	...	31	...	31	...
12	...	32	...	32	...
13	...	33	...	33	...
14	...	34	...	34	...
15	...	35	...	35	...
16	...	36	...	36	...
17	...	37	...	37	...
18	...	38	...	38	...
19	...	39	...	39	...
20	...	40	...	40	...
21	...	41	...	41	...
22	...	42	...	42	...
23	...	43	...	43	...
24	...	44	...	44	...
25	...	45	...	45	...
26	...	46	...	46	...
27	...	47	...	47	...
28	...	48	...	48	...
29	...	49	...	49	...
30	...	50	...	50	...
31	...	51	...	51	...
32	...	52	...	52	...
33	...	53	...	53	...
34	...	54	...	54	...
35	...	55	...	55	...
36	...	56	...	56	...
37	...	57	...	57	...
38	...	58	...	58	...
39	...	59	...	59	...
40	...	60	...	60	...
41	...	61	...	61	...
42	...	62	...	62	...
43	...	63	...	63	...
44	...	64	...	64	...
45	...	65	...	65	...
46	...	66	...	66	...
47	...	67	...	67	...
48	...	68	...	68	...
49	...	69	...	69	...
50	...	70	...	70	...

№	Name	Year	Value	Year	Value
1	...	21	...	21	...
2	...	22	...	22	...
3	...	23	...	23	...
4	...	24	...	24	...
5	...	25	...	25	...
6	...	26	...	26	...
7	...	27	...	27	...
8	...	28	...	28	...
9	...	29	...	29	...
10	...	30	...	30	...
11	...	31	...	31	...
12	...	32	...	32	...
13	...	33	...	33	...
14	...	34	...	34	...
15	...	35	...	35	...
16	...	36	...	36	...
17	...	37	...	37	...
18	...	38	...	38	...
19	...	39	...	39	...
20	...	40	...	40	...
21	...	41	...	41	...
22	...	42	...	42	...
23	...	43	...	43	...
24	...	44	...	44	...
25	...	45	...	45	...
26	...	46	...	46	...
27	...	47	...	47	...
28	...	48	...	48	...
29	...	49	...	49	...
30	...	50	...	50	...
31	...	51	...	51	...
32	...	52	...	52	...
33	...	53	...	53	...
34	...	54	...	54	...
35	...	55	...	55	...
36	...	56	...	56	...
37	...	57	...	57	...
38	...	58	...	58	...
39	...	59	...	59	...
40	...	60	...	60	...
41	...	61	...	61	...
42	...	62	...	62	...
43	...	63	...	63	...
44	...	64	...	64	...
45	...	65	...	65	...
46	...	66	...	66	...
47	...	67	...	67	...
48	...	68	...	68	...
49	...	69	...	69	...
50	...	70	...	70	...

同

第2024号文書第1条

運搬賦役ばかりでなく、プルシェンシュタイン世襲台帳第38条にある、その他の賦役からも [完全に解放した]。また、世襲村長地と上級村長地⁽²⁾の所有者 [協定番号1と3] を、狩猟犬1匹を哺育する義務から、完全に解放した。同様に [被提議者は] 次のように提議者に宣告した。すなわち、

(b) 農耕地、家屋と借家人家屋に課され、騎士領プルシェンシュタインの世襲台帳に根拠を持ち、その後の3賦役協定、1737年……、……1785年…… (承認) および……1793年…… (承認) のそれにおいて修正され、大部分は撤回可能な賦役代納金として定められた [各種賦役] と、これらの契約の作成後に別に取り決められ、あるいは、伝来してきた各種賦役、それとともに、これらの賦役の一部に対して従来、そして、撤回されるまで、支払われてきた賦役代納金、および、

(c) いくらかの提議者がその所有地から納付すべきであった、すべての穀物貢租、並びに、

(d) 以下の表 (後出第4表) に記されている、さまざまな確定貨幣貢租、は永久に廃止される。

(e) 騎士領プルシェンシュタインの羊は、耕地を所有する提議者の土地に、再び放牧されず、第7条の留保の下で当分の間 [続く] 牧道権の廃止後は、再び追い立てられない。最後に、

(f) その土地で他人のために亜麻を播く者は、1フィアテルの亜麻について雌鶏1羽あるいは貨幣-T1G9Pを提議者からもはや要求されず、支払われない⁽³⁾。

第3条。…… [騎士領所有者] はまた、C. F. Hebert, 保険番号28 [協定番号12] を除く、他方の提議者に次の保証を与えた。すなわち、現在の償却の対象をなしている賦役、賦役代納金と地役権に関して、被提議者に対して……フライベルク特別管区でかつて共同で行っていた訴訟を [今も] 続けている、彼らの仲間たちが、契約あるいは法的判決の結果として、彼らのそれと同じ権限を、一層低い地代で償却する場合には、彼ら、提議者の償却地代も、あれと同額に引き下げられるばかりでない。彼らとその間に地代として過大に支払っていたものも、プルシェンシュタインの騎士領領主によって弁償されるべきである。提議者たちは、C. G. Löser, 保険番号26 [協定番号10] を唯一の例外として、この宣告が本協定全体の一主要条件である、と一度ならず宣告して、[それを] 受け入れた。

第4条。前条で確約された地代引き下げは、それ [地代] が本協定第10条によって地代銀行に委託されることを考慮して、引き下げられるべき地代額を、騎士領プルシェンシュタインの所有者が提議者のために地代銀行に一時金によって償還し、弁済することによって、行なわれるべきである。しかし、この一時金支払いのために提議者は、引き下げられた地代を4プフェニヒでもって残りなく割り切れる額にするために必要なだけを、自分の資産から付け加えねばならない。——以上の第3条・第4条の内容は、例外条項を除けば、全国償却委員会文書第1892号 (本稿第3節) 第3条とほぼ同じである。——

第5条。C. F. Hebert, 保険番号28 [協定番号12] には、彼の家屋の背後にあり、騎士領プルシェンシュタインに属する森……で牛3-4頭を、放牧貢租 (Huthweidzins) の支払いと引き換えに放牧する物的権限が帰属する。これに関して、…… [騎士領所有者] が騎士領プルシェンシュタインから、そこにある木材を除いて、世襲・所有地として割譲した林地、面積約1.5アッカー [この土地の位置は省略] と引き換えに、C. F. Hebertはこの権限を放棄した。割譲される土地は……石で正確に境界を定められて、……既にC. F. Hebertに引き渡された。[境界石7個の位置は省略]

第6条. C. F. Hebert の権限と彼の貢租・賦役・地役権の償却は1837年初に実施された。

その他 [の提議者] については、償却される賦役、貢租と地役権は1838年初に廃止され、この時点以後、同意された償却地代の支払いが始まった。ただし、停止される羊放牧 [権] の地代は例外であり、放牧 [権] に対する妨害が1837年に生じたので、それは既に1837年から支払われるべきであった。

[第1条の償却一時金を各人が支払う期日と、支払い完了までの旧権限の存続——省略]

第7条. 騎士領領主の羊放牧 [権] の償却とは関係なく、騎士領プルシェンシュタインの羊放牧 [権] が、ケマースヴァルデを通る牧道にある、他の土地でも償却されるまで、関与する提議者は、騎士領プルシェンシュタインの羊群に対して、彼らの土地での、幅10エレの牧道を容認せねばならない。それへの補償は、牧道に利用される土地1シェッフエル当たり、年に2グロッシェンである。

第8条. [第1条の年地代が20グルデン鑄貨率の鑄貨で支払われるべき時期——省略]

第9条. [対物的負担としての年地代——省略]

第10条. [地代銀行へのすべての年地代の委託——省略]

第11条. [委託されない地代端数の償還——省略]

第12条. [委託地代額・地代端数一覧表と委託地代関連法規——省略]

第13条. 上級村長地、保険番号8の所有者 C. T. Schneider [協定番号3] は、上級村長地の世襲貢租 2 T 21 G のうち彼の土地に相応して課される世襲貢租 1 T 7 G 6 P の償却に際して、 $\frac{1}{4}$ フーフエ農 Gotthold Friedrich Glöß, 保険番号9⁽⁴⁾から1 G 6 P を要求する [権利を] 留保した。後者は彼 [上級村長] の土地の一部を保有し、上述の世襲貢租として毎年1 G 6 P をあの土地に支払っていた。

第14条. 1839年1月23日の第1税務大区参事官 (Steuerrathes im 1. Steuerkreise) 指令の基準に従って、世襲村長地、保険番号1の所有者 J. C. R. Felber [協定番号1] はその償却地代の $\frac{1}{4}$ を、世襲村長地から分離された宿屋 (保険番号62) の所有者 [協定番号25] に分担させることが許される。

第15条. [償却費用の分担——省略]

第16条. [同文4部の償却協定——省略]

騎士領プルシェンシュタインにて1840年9月22日——85ページは本協定第1条を示している。

この協定を全国償却委員会、Spitzner は同年9月30日に承認した。「誤解を避けるために」第4条に追加された文言は、前節の協定条文の紹介の最後に言及したものと同じである。

(注1) GK, Nr. 2024, Frohn- u. Zinsablösungsrezeß vom 22./30. Septbr. 1840 zwischen dem Rittergut Purschenstein bei Nossen und den Einwohnern zu Kämmerswalde. ——この協定は、表題には賦役と貢租しか記されていないが、放牧権なども対象にしている。

(注2) 当村には世襲村長地上と上級村長地が併存する。後者がいかなるものか、不明である。

(注3) 最後の語句は次のことを意味するであろう。……被提議者からもはや要求されず、支払わない。

(注4) この農民は提議者=償却義務者として、そして、この保険番号も、本協定序文に記されていない。

(2) 償却年地代・一時金合計額

第1表は本協定序文から義務者全員の協定番号、氏名と不動産を、〈 〉内に保険番号を示している。Oberrichtergutは上級村長地と訳し、TrennstückとAvulsoは「耕地」と訳した。後者の語句も別の箇所では、本稿第1節で「耕地」とした語句と同義とされているからである。

第1表 義務者全員の氏名と不動産

- | | |
|---|---|
| [1] 未亡人 Johanne Christiane Rebecka Felber (世襲村長地〈1〉) | [21] August Friedrich Matthes (家屋〈58〉) |
| [2] Christian Gottlieb Müller ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地〈4〉) | [22] 未亡人 Johanne Christiane Charlotte Böhme と子供3人 (借家人家屋〈60〉) |
| [3] Christian Traugott Schneider (上級村長地〈8〉) | [23] Christian Friedrich Hegewald (家屋〈61〉) |
| [4] Carl Gottlieb Schaab (「免税耕地」) | [24] 同上 (「耕地」) |
| [5] 同上 ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地〈13〉) | [25] Traugott Friedrich Tippmann (宿屋 [営業権] 付き家屋〈62〉) |
| [6] Karl Heinrich Hegewald ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地〈16〉) | [26] August Wilhelm Mende (家屋〈63〉) |
| [7] August Friedrich Hegewald ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地〈19〉) | [27] August Friedrich Herklotz (家屋〈64〉) |
| [8] Wilhelm Fürchtegott Kunze (フーフエ農地〈21〉) | [28] Karl Gotthold Schneider (家屋と「耕地」〈65 ⁽¹⁾ 〉) |
| [9] Christian Friedrich Herklotz ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地〈25〉) | [29] Karl Gottlob Fritzsche (家屋〈66〉) |
| [10] Christian Gottlieb Löser (家屋と「耕地」〈26 ⁽¹⁾ 〉) | [30] Gotthold Friedrich Schneider (家屋〈67〉) |
| [11] Gottlob Leberecht Meyer (「耕地」) | [31] Gottlieb Friedrich Mende (家屋〈68〉) |
| [12] Christian Friedrich Hebert (家屋と「耕地」〈28 ⁽¹⁾ 〉) | [32] Karl Gottlieb Schneider (家屋〈69〉) |
| [13] Johann Gotthold Meyer ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地〈30〉) | [33] Karl Gottlob Wagner (家屋〈70〉) |
| [14] 同上 (フーフエ農地〈31〉) | [34] Christian August Hegewald (家屋〈74〉) |
| [15] Gottlob Leberecht Meyer ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地〈32〉) | [35] Karl Gottlieb Kaltoven (家屋〈77〉) |
| [16] Gotthelf Friedrich Schneider ($\frac{1}{2}$ フーフエ農地〈39〉) | [36] Gotthelf Friedrich Grimmer (家屋〈78〉) |
| [17] Carl August Hegewald (家屋と「耕地」〈42 ⁽¹⁾ 〉) | [37] Gotthold Friedrich Auerbach (家屋〈81〉) |
| [18] Carl Friedrich Schneider (家屋〈45〉) | [38] Johann George Dittrich (家屋〈82〉) |
| [19] Gottlieb Friedrich Müller (家屋〈51〉) | [39] Gotthold Friedrich Herklotz (家屋〈83〉) |
| [20] Gotthold Friedrich Meyer (家屋〈53〉と「耕地」) | [40] 妻 Johanne Charlotte Müller (家屋〈85〉) |
| | [41] Gotthold Friedrich Schubert (家屋〈86〉) |
| | [42] Gotthelf Friedrich Tottewitz (借家人家屋〈87〉) |
| | [43] Gotthold Friedrich Ehnert (搾油・製粉水車〈88〉) |
| | [44] Gottlieb Friedrich Franke (借家人家屋〈99〉) |
| | [45] Carl August Schneider (「耕地」) |
| | [46] Carl Gottlieb Schmieder (借家人家屋〈102〉) |

協定番号の中で、4と5、13と14、23と24は同一人と記されている。彼らは、独立して記載された「耕地」を無視すると、フーフエ農2人(うち1人はフーフエ農地2個を所有)と小屋住農1人になる。そこで、本協定の義務者を43人(世襲村長1人、上級村長1人、フーフエ農9人、小屋住農25人、借家人家屋所有者4人、「耕地」所有者2人と水車屋1人)と考えたい(同姓同名の11と15は同一人と見なさない)。世襲村長と上級村長は本協定序文によればフーフエ農に含まれる。

第2表は、序文(第1表)に基づいて保険番号(〈 〉内の数字)を協定番号([]内の数字)と対照させたものである。

第2表 保険番号・協定番号対照表

<1> = [1] ; <4> = [2] ; <8> = [3] ; <13> = [5] ; <16> = [6] ; <19> = [7] ;
 <21> = [8] ; <25> = [9] ; <26> = [10] ; <28> = [12] ; <30> = [13] ; <31> = [14] ;
 <32> = [15] ; <39> = [16] ; <42> = [17] ; <45> = [18] ; <51> = [19] ; <53> = [20] ;
 <58> = [21] ; <60> = [22] ; <61> = [23] ; <62> = [25] ; <63> = [26] ; <64> = [27] ;
 <65> = [28] ; <66> = [29] ; <67> = [30] ; <68> = [31] ; <69> = [32] ; <70> = [33] ;
 <74> = [34] ; <77> = [35] ; <78> = [36] ; <81> = [37] ; <82> = [38] ; <83> = [39] ;
 <85> = [40] ; <86> = [41] ; <87> = [42] ; <88> = [43] ; <99> = [44] ; <102> = [46]

第3表は第1条から償却年地代（A）と一時金（B）を協定番号によって表示している。

第3表 各義務者の償却年地代・一時金額

[1] (A)年地代-T15G-P+(B)一時金26T6G-P	[15] (A)年地代11T14G4P
[2] (A)年地代5T3G2P	[16] (A)年地代12T1G2P
[3] (A)年地代-T19G3P+(B)一時金26T6G-P	[17] (A)年地代2T16G8P+(B)一時金-T7G6P
[4] (A)年地代-T3G6.75P	[18, 19, 21, 25-37, 39-41] (A)年地代2T16G8P
[5] (A)年地代14T14G1P	[20] (A)年地代2T15G2P+(B)一時金2T8G3P
[6] (A)年地代9T19G10P	[22, 38, 42, 44] (A)年地代1T20G-P
[7] (A)年地代1T20G1P+(B)一時金3T19G8P	[23] (A)年地代2T19G2P
[8] (A)年地代16T9G6P	[24] (A)年地代2T10G1P
[9] (A)年地代4T9G4P	[43] (B)一時金105T-G-P
[10] (B)一時金187T22G-P	[45] (B)一時金2T8G3P
[11] (A)年地代-T22G8P	[46] (A)年地代2T-G-P
[12] (B)一時金38T-G-P	合計 (A)年地代177T6G1.75P+(B)一時金392T5G8P
[13] (A)年地代11T15G3P	
[14] (A)年地代16T5G2P	

第2条（d）の確定貨幣貢租は第4表のとおりである。本表も協定番号順に配列されている。
 (A)は世襲貢租を、(B)は打穀金を、(C)は警衛金を、(D)は紡糸金を、(E)は確定賦役代納金を示す。(F)は各人の合計額である。

第4表 各義務者の確定貨幣貢租額

[1] (A)2T21G-P	[9] (A)-T1G10P+(B)-T1G11P+(C)-T1G-P+(D)-T-G11P=(F)-T5G8P
[2] (A)-T1G2 $\frac{2}{3}$ P+(C)-T2G8P+(D)-T2G4P=(F)-T6G2 $\frac{2}{3}$ P	[10] (A)6T4G6P+(D)-T3G-P=(F)6T7G6P
[5] (A)-T7G2P+(B)-T7G8P+(C)-T4G-P+(D)-T3G6P=(F)-T22G4P	[11] (B)-T-G9P+(D)-T-G4P=(F)-T1G1P
[6] (A)-T4G2P+(B)-T7G8P+(D)-T3G6P=(F)-T15G4P	[12] (A)-T8G-P+(D)-T4G-P+(E)1T6G-P=(F)1T18G-P
[7] (A)-T4G7P	[13-15] (A)-T2G4P+(B)-T7G8P+(C)-T4G-P+(D)-T3G6P=(F)-T17G6P
[8] (A)-T5G9P+(B)-T7G8P+(C)-T4G-P+(D)-T3G6P=(F)-T20G11P	[16] (A)-T3G7P+(B)-T7G8P+(C)-T4G-P

$$\begin{aligned}
 & + (D) - T3G6P = (F) - T18G9P & [43] (A) 5T6G - P \\
 [17-22, 25-42, 44, 46] (A) - T4G - P + (D) - T & \text{村合計額 (世襲貢租41人, 打穀金9人, 警衛金8人,} \\
 3G - P = (F) - T7G - P & \text{ 紡糸金37人, 確定賦役代納金2人) } 30T7G \\
 [23] (A) - T4G - P + (E) - T6G - P^{(2)} = (F) - T10G - P & 10\frac{2}{3}P
 \end{aligned}$$

第2条(d)の確定貨幣貢租は5種類合計で $30T7G10\frac{2}{3}P$ と計算される(第4表)。他方で、第1条は、貨幣貢租が償却年地代に含まれず、第1条の表(第3表)に記された一時金の支払いによってのみ、償却される、と規定している。しかし、第3表の一時金合計額 $392T5G8P$ と第4表の貨幣貢租合計額 $30T7G10\frac{2}{3}P$ との関係(前者の金額は後者の約13倍)が私には不明である。協定番号2, 5, 6, 8, 9, 11, 13-16, 18, 19, 21-23, 25-42, 44と46は、第4表によれば貨幣貢租を義務づけられていたにも拘わらず、第3表の一時金の項目には記載されていないからである。また、第13条に「上級村長地の世襲貢租 $2T21G$ のうち彼の土地に相応して課される世襲貢租 $1T7G6P$ の償却に際して……」の文言がある。ここに金額を異にして記された世襲貢租は、土地又貸しに基づくようである。それはともかくとして、上級村長地[協定番号3]が世襲貢租を賦課されていたことは、明白である。しかし、第4表には協定番号3が見出されない。しかも、第3表は協定番号3の一時金を記載している。

そこで、本稿第3節、第4節と同じ想定の下で第4表の貨幣貢租を考慮することにしよう。また、計算方式は第3節と同じとする。さらに、本協定第3条は、賦役、賦役代納金と地役権を巡る裁判の結果によっては、本協定の償却地代額が変更されうる、と定めている。しかし、償却地代額は本協定成立以後に変更されなかった、と想定しよう。

第4表の貨幣貢租を無視して(想定第1)、第3表の年地代の一時金換算額と一時金額を合算し、構成比を求めてみる。それが第5表である。

第5表 一時金換算年地代・一時金合計額と構成比(想定第1)

年地代	$177T6G1.75P \div 177T6G$	$\{4,431T6G \div 4,431AT\}$	$\langle 92\% \rangle$
一時金		$\{392AT5AG8P \div 392AT\}$	$\langle 8\% \rangle$
合計額		$\{4,823T11G \div 4,823AT\}$	$\langle 100\% \rangle$

第5表によれば年地代が圧倒的な割合を占める。一時金の比率は8%にすぎない。その中には貨幣貢租が含まれているであろう。しかし、本協定によって償却された諸義務の種目(狩猟関連賦役、各種賦役、賦役代納金、現物(穀物)貢租、羊放牧権など)別内訳は不明である。

第4表の貨幣貢租は別個に一時金で償還される、と想定すると(想定第2)、第6表が得られる。

第6表 一時金換算年地代・一時金合計額と構成比(想定第2)

年地代		$\{4,431AT\}$	$\langle 79\% \rangle$
一時金		$\{392AT\}$	$\langle 7\% \rangle$
貨幣貢租	$30T7G10\frac{2}{3}P \div 30T7G$	$\{757T7G \div 757AT\}$	$\langle 14\% \rangle$

合計額 {5,580AT} <100%>

合計額は4,823T（第5表）から5,580Tに増加する。その中で、確実に貨幣貢租に基づく部分は14%を占めている。

（注1）協定番号10, 12, 17と28では「家屋と耕地」に保険番号が付けられているけれども、この番号は家屋のそれと考えられる。それに対して、協定番号20では家屋のみに保険番号が記され、その家屋の後に記された「耕地」には、保険番号が付記されていない。「耕地」だけの協定番号11などにおいても保険番号は付記されていない。さらに、本稿第1節第1表を参照。

（注2）ここに Nagelgeldg（以後は判読できない）の加筆あり。

第6節 全国償却委員会文書第2025号

(1) 賦役償却協定

これは、第2025号文書、「ノッセン近郊の騎士領プルシェンシュタインとノイハウゼン、フラウエンバッハおよびハイデルバッハの住民との間の、1840年9月12日／9月30日の賦役償却協定⁽¹⁾」である。この協定は、本稿第4節と第5節で検討した償却協定よりも10日早く作成され、上記の2協定と同日に承認された。

第1 [の契約締結者] である、……世襲・所有地プルシェンシュタイン＝ザイダの所有者……と、第2 [の契約締結者] である、ノイハウゼン、フラウエンバッハとハイデルバッハの世襲土地所有者（Erbangesessene）および借家人家屋所有者並びにその他 [の村] の家屋・耕地所有者、そして、第3の契約締結者である [農村] 自治体ノイハウゼン（フラウエンバッハとハイデルバッハを含む。代表はノイハウゼン村長⁽²⁾（Gemeindevorstand）Friedrich Fürchtegott Schneider）[協定番号3, 4と5a]（義務者全員の氏名と不動産は後出第1表）は、何回もの審議の後に……以下の償却契約に一致した。——特別 [償却] 委員は前節の協定と同じ2人である。

第1条。第2条に挙げられた、騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの権限を廃止させるために、第2と第3の契約締結者、Gotthold Friedrich Kunze [協定番号1] と仲間たちは、上記の騎士領に支払うべく、以下の一時金と年地代の現金支払い（後出第3表）を、自身と後継所有者のために引き受けた。それは、特別に作成され、適当と認められた一覧表の基準に従うものであり、それに関しては、法律に基づく価値控除と反対給付への補償が考慮されている。

第2条。…… [騎士領所有者] は、一時金と年地代について彼に対して第1条でなされた、すべての約束を受け入れ、自身と騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの後継所有者にとって以下を義務づけられている、と声明した。すなわち、ノイハウゼンとフラウエンバッハの世襲土地所有者と借家人家屋所有者の下記の賦役、

（a）亜麻の取り入れと調整の際の彼らの賦役、

(b) キャベツ畑の賦役、牛舎と漂白場 (Bleichplanes) の片付けと清掃、新分農場の傍の家畜用小桶 (Tränkrögel) までのノイハウゼンの道路の雪かき [と、] 羊の剪毛、および、漁業賦役 (Fischereifrohnen) の代わりに近年引き受けられた確定手 [賦役]、並びに、騎士領プルシェンシュタイン=ザイダの世襲台帳に規定された、以前のいわゆる賦役、

(c) 紡糸賦役、

(d) 走り使い賦役、

(e) プルシェンシュタイン世襲台帳第46条に基づく、ザイフェンの錫精錬所への賦役、

(f) 騎士領プルシェンシュタインのために屋根板を作る不確定賦役、

(g) 狩猟賦役、[および、]

(h) かつての麦芽運送の代わりに1769年5月24日の契約によって導入された、ノイハウゼンの連畜所有農の犁耕 [賦役] 15日、は永久に廃止される。また、

(i) ノイハウゼンとフラウエンバッハの課税地を借りている借家人の賦役は中止される。

(k) ノイハウゼンの保険番号2, 11, 13-16, 22, 28, 38と87 [協定番号3, 11a, 13, 14, 18, 19, 23, 31, 41, 84] およびフラウエンバッハの同5 [協定番号117] の所有地から納付される、さまざまな種類の現物貢租はもはや存在しない。さらに、

(l) 騎士領プルシェンシュタインの羊がノイハウゼン、フラウエンバッハとハイデルバッハの耕区に再び追い立てられ、放牧されることはない。例外は、ノイハウゼンの教区地・学校地に属する土地である。…… [騎士領所有者] は放牧 [権] の償却についてその代表者と個別に交渉している。

(m) ノイハウゼン、フラウエンバッハとハイデルバッハの住民が、プルシェンシュタインの騎士領領主に食料品を供給し、他人への販売以前に提供するよう、あるいは、その代わりに値付け金 (Abdüngegeld) を支払うよう、引き留められることはもはやない。また、

(n) 下記の確定貨幣貢租 (後出第4表) は永久に償還される。最後に、

(o) 従来支払われ、撤回可能として軽減されていた賦役代納金について、世襲台帳に従って支払われねばならなかった割増額も、賦役代納金を一時金で償却した者には、永久に免除される。

第2と第3の契約締結者はこの言明と [権利] 放棄を受け入れた。その場合、上に挙げられた貨幣貢租に関しては、その償還が、第1条に挙げられた一時金額によって行なわれることが、特に注目されるべきである。

第3条。さらに、…… [騎士領所有者] は、本契約の第1条と第2条に従って手 [賦役]、燕麦貢租と羊放牧 [権] を償却した者すべてに対して、彼のプルシェンシュタイン=ザイダ所領において手 [賦役] 1日を2グロッシェン以下では、

1旧ザイダ・シェッフエルの燕麦を1ターラー以下では、そして、犁耕可能な土地1シェッフエル=150平方ルーテの羊放牧 [権] の年地代を3プフェニヒ以下では償却させない、と約束した。これ [この約束] を彼ら [義務者] は受け入れた。さらに、本契約にも拘わらず、また、その間に給付された地代あるいは一時金支払いにも拘わらず、同じ軽減を現金支払いによって追加的に彼らに与える、と [彼は] 約束した。

しかし、現在の額で地代銀行に移される地代の引き下げは、こうした場合が生じる時には、……

〔騎士領所有者〕が、引き下げられるべき地代額を、提議者のために一時金によって地代銀行に償還し、弁済することによって、行なわれるべきである。引き下げ額が4 プフェニヒでもって残りなく割り切れない限り、4 プフェニヒでもって残りなく割り切れる地代償却を実行するために、残った地代額のうち必要であるだけを、提議者も直ちに一時金によって償還すべきである。

第4条。課税部分 (steuerbaren Anthells) の〔農村〕自治体ノイハウゼンはその借家人の賦役の償却に際して、1832年償却法第65条⁽³⁾に従って、補償として、〔農村〕自治体への確定年貨幣貢租の引き受けについて、課税される住宅を借りて現在住んでいる借家人と交渉し、課税部分で〔住宅を〕借りる、将来の借家人に、当局の承認の下でこのような貢租を次々に課す〔権利〕を明白に留保した。

第5条。ノイハウゼンの農場鍛冶場、保険番号50〔協定番号55〕の所有者の雌牛を、通常の放牧貢租 (Hutweidezins) でもって騎士領の雌牛とともに放牧させる、という義務から騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダの時々所有者を解放するために、……〔騎士領所有者〕はこの土地の現在の、授封された所有者、Carl Friedrich Hänel に、採草地1片（その境界と境界石5個の位置は省略）を騎士領の免税地から世襲・所有地として割譲し、引き渡した。これに対して、切り離された採草地1片の引き渡しを確認した K. F. Hänel は、それを、彼が常に留まるべき農場鍛冶場と統合し、……〔騎士領所有者〕の同意の下で、自身と彼の農場鍛冶場の後継所有者のために上述の放牧権を放棄した。それは永久に消滅すべきである。

第6条。すべての契約当事者は、両当事者によって行なわれる償却の実施を、一般に1837年初と一致して定めた。ただし、

(a) ノイハウゼンの G. F. Reißmüller、保険番号22〔協定番号25〕によって償却される粉末亜麻仁油粕の〔提供〕廃止は1839年初、

(b) 償却される貨幣貢租の廃止は1839年末（ただし、1836年12月末に消滅する〔C. F.〕 Hänel〔協定番号47, 55と96〕の貢租を除く）、そして、

(c) 食料品の供給と提供の廃止、および、それ〔食料品〕の代わりに、撤回可能として導入された値付け金の〔廃止〕は1840年末とする。

第7条。これらの規定に従って、第1条で約束された地代は、1837年から回転し始めた。唯一の例外は同条〔協定番号〕25の地代であって、それは1839年から支払われるべきである。

それに対して、一時金支払いの中では、

(a) 羊放牧〔権〕の廃止のために引き受けられた、

第1条5 a, 5 b, 18, 19, 22, 26, 31-33, 37, 39, 40, 43-45, 53, 54, 58-83, 85-102, 104-116と118-174〔の一時金〕、

第1条8, 12, 20, 21, 24, 28, 34, 38と48の各3 G 2 P〔の一時金、および〕、

一時金のうち〔第1条〕3の5 T 5 G, 25⁽⁴⁾の9 G 5 P, 30の4 T 16 G 6 P, 42の15 G 8 P, 47の5 T 17 G 6 P, 52の21 G 11 P, 84の6 T 6 G, 103の15 G 8 Pと117の3 T 3 G, は

(α) 1 T 1 G とそれ以下の額については1838年12月末に、

(β) それ以上の額については1839年3月末に〔支払われるべきである〕。

ただし、回転する放牧〔権〕年地代について、1837年から年4%〔の利子〕が留保される。

(b) 賦役、現物貢租、世襲貢租と賦役代納金および借家人賦役について承認された、残りすべての一時金の支払いは1839年12月末に満期となる。例外は [C. F.] Hänel [協定番号47, 55と96] の一時金であり、それは1836年12月末に既に満期となった。それに対して、

(c) 第1条175について約束された一時金は、1840年12月末に支払われるべきである。

第8条. 一時金の正確な支払いを、

(a) 第1条176 [農村自治体ノイハウゼンの課税部分] について約束された71T4G4P に関しては、ノイハウゼンの J. G. Wolf, 保険番号13 [協定番号13] と W. F. Kunze, 同33 [協定番号33] が、また、

(b) 第1条175 [農村自治体ノイハウゼン] について約束された50T に関しては、ハイデルバッハの T. F. Preißler, 保険番号7 [協定番号129] と E. F. Neuber, 保険番号14 [協定番号136] が独立債務者として、常に両人が協力して、自分の資産でもって保証する、と約束した。…… [騎士領所有者] はこれらの約束を受け入れた。

第9条. [20グルデン鑄貨率の鑄貨による年地代の支払い時期、および、対物的負担としての年地代——省略]

第10条. [地代銀行へのすべての年地代の委託と委託地代額・地代端数一覧表——省略]

第11条. [委託地代関連法規と地代端数の償還——省略]

第12条. [償却費用の分担——省略]

第13条. [同文4部の償却協定——省略]

騎士領プルシェンシュタイン＝ザイダにて1840年9月11日および12日——95ページは本協定第1条を示している。

以上の協定条文に続くものが、協定署名集会に関する長い議事録である。

騎士領プルシェンシュタインにて1840年9月11日

取り決められていた、ノイハウゼンの償却協定署名のために、本日午前8時、当地の城のかつての裁判所法廷に当地の地代管理役 (Rentverwalter) Carl Gottlob Siegert が出頭し、プルシェンシュタインの…… [騎士領所有者] の委任状を提出した。委任状は裁判所によって承認されており……、彼は、彼の授権者 [騎士領所有者] が Franzensbad [ボヘミア西部の保養地] に滞在していて、協定を自ら署名できない、と証言した。

[また、] ノイハウゼンの Gotthold Friedrich Kunze (協定番号1と57) など95人 [筆頭者以外の氏名は省略]、フラウエンバッハの1人 [氏名省略] およびニーダーザイフェンバッハの1人 [氏名省略] が [出頭し]、名乗り出た。

協定の朗読の後、G. F. Kunze と仲間たちは、騎士領領主の他の領民たちが彼から得た、あるいは、得るであろう、すべてを彼ら、ノイハウゼン [の領民] に [も] 争いなく容認する、との、文書による保証が騎士領領主から彼らに与えられないならば、それ [協定] に署名することを拒んだ。なぜなら、これは1834年の償却 [交渉] の開始の際に約束されており、この約束がなければ、彼らは償

却について協定せず、最初から騎士領領主と争っていたであろうからである。

それに対して地代管理役 Siegert は、要求された確約文書を与えることはできない、また、償却過程に関して騎士領領主が1834年に述べた約束は、協定と、[特別償却] 委員による1838年10月10日の償却記録によって修正され、それは本協定第3条に再現されている、と当地の騎士領領主の名において言明した。

G. F. Kunze と仲間たちは [次のように] 反論した。あの約束が償却の対象に係わる限り、自分たちは本協定第3条の文言に満足している。しかしながら、それは、当地の裁判区民と騎士領領主との他の訴訟、例えば、四季 [税] から徴収される [地代徴収所] 収入役 (Einnehmer) 手数料、漁業用の水 (Fischwässer) などなどの支払いについての訴訟、にも関連する、と。

地代管理役 Siegert はこれを否定した。これらの事情の経過の中で、そのような約束とその範囲について両当事者の間で正午12時まで様々に議論された。[そして、特別償却] 委員会によって、実体的・法的事情の紹介、警告と議論を通じて、事態に妥当なものが係争問題の調停のためになされた。また、協定の署名拒否に関して [特別償却委員会] 特別償却委員への1833年1月21日付け指令第114条⁵⁾に注意を向けさせた。その後、(a) 四季税について徴収される収入役手数料の返還と報告、(b) 漁業用の水、(c) 糺問の費用、(d) 売り台の脂肪 (Bankinselt)、(e) 保護金、(f) 認可料⁶⁾、および、その他の苦情に関して、騎士領領主の弁明を法的に求める権利、また、このような苦情について自然的自由を法的に追求する権利が、協定への署名によって少しも損なわれないならば、署名する、と G. F. Kunze と仲間たちは言明した。

それに対して地代管理役 Siegert は、彼らがそれを合法的に行なうことができる場合に、それは彼らに禁じられていない、また、それへの異議が本償却協定への署名から唱えられるべきではない、済んでしまった賦役償却は上記の権利と何ら関係がなかった、と騎士領領主の名において言明した。そこで G. F. Kunze と仲間たちは署名事務の短縮化のために、彼らの仲間である、[ノイハウゼン] 村長 Friedrich Fürchtegott Schneider [協定番号3, 4と5a]、医師 Johann Gottlieb Heinicke [同16と30]、および、家屋・「耕地」所有者の [3人] Gotthelf Friedrich Heinrich sen. [同89]、Carl Fürchtegott Zeidler [同91] 並びに Gotthelf Friedrich Hegewald [同78] に対して以下を委託した。その内容を完全に理解したならば、彼らが自分たちに代わって本協定に署名し、彼らの署名によってそれに法的拘束力を与えることを。

指名された全権委任者 (Gevollmächtigten) はこれを承諾した。次いで、G. F. Kunze と仲間たちが当地の騎士領領主に対してその主張を留保しており、彼らに残されている権利を、根拠がある、とは自分は決して認めず、当地の騎士領領主をそれ [領民の主張] から守る、と地代管理役 Siegert は言明した。そこで G. F. Kunze は、反対証人によって (repro testand) [証明される]、留保した権利に再び立ち止まった。その後、一方の地代管理役 Siegert と他方の上記全権委任者、F. F. Schneider と仲間たちは、自分と委任した人々のために、作成された協定4部に署名して、[全国償却委員会に対して] その確認を願った。

朗読の後、この議事録が承認・署名され、これによって審議は午後4時に終了した。

[特別委員] A. A. Höffner および C. G. T. Meltzer 署名

他の義務者に関する、9月12日（プルシェンシュタイン）、21日（ザイフェン）と22日（プルシェンシュタイン）の署名集会議事録は紹介を省略する。

全国償却委員会、Spitznerはこの協定を1840年9月30日に承認した。同委員会による本協定第3条末尾への追加は前節のそれと同文である。

プルシェンシュタイン城で1840年9月11日午前8時から午後4時に及んだ署名集会の議事録は、義務者による償却協定への署名が必ずしも平穏に進行したのではないことを具体的に示している。また、この償却協定についての交渉が、32年償却法公布から間もない34年に既に開始されていたことも明らかになった。

- (注1) GK, Nr. 2025, Frohnablösungsrezeß vom 12. Septbr. / 30. Septbr. 1840 zwischen dem Rittergut Purschenstein bei Nossen und den Einwohnern zu Neuhausen, Frauenbach u. Heidelberg. —この協定は賦役償却協定と名付けられているけれども、その内容は賦役ばかりでなく、現物貢租・貨幣貢租・放牧権などの償却にも係わっている。
- (注2) この村長は、1838年農村自治体法によって規定された、農村自治体の代表者である。同法は、従来きわめて複雑であった村落制度を単純化した。同法によれば家屋所有者だけが農村自治体公職について選挙権と被選挙権を持つ。有権者はそれぞれの住民階層（フーフエ農、圃地農、小屋住農）毎に、農村自治体委員を選挙する。村長、農村自治体長老と農村自治体委員から構成される農村自治体参事会は、任期6年の村長と農村自治体長老を選挙する。正規の構成員が25人以下の農村自治体では、有権者の全員集会在農村自治体参事会に代わる。農村自治体の選挙は在地官憲の監視の下で行なわれ、村長と農村自治体長老の任命および100ターラー以上の農村自治体財産（フーフエ農団体の財産を含まない）の取得と処分は在地官憲の承認を必要とする。在地官憲は、その農村自治体の下級裁判権・警察権を持つ官庁である。シュミット 1995への訳者補論（同書、p.179）。
- (注3) 償却法第65条の規定は次のとおりである。償却の際に土地非所有者（Unangesessenen）の給付の代わりに生じた地代は、一時金支払いによって償却される。それがゲマインデに係わる場合には、土地非所有者が支払うべき金額について、ゲマインデは彼らと協定せねばならない。……土地非所有者の諸給付の償却が完全には実現しない場合には、個々の家屋所有者は、彼らの家屋に現在および将来に居住する土地非所有者の諸給付を、地代あるいは一時金支払いによって償却するために、権利者と自由に協定することができる。
- (注4) [第1条] 25（保険番号22）には一時金が記載されていない（第3表）。第7条（a）に記された一時金9G5Pは、[第1条] 22（保険番号19）の一時金の一部ではなからうか。
- (注5) 『指令』第114条は次のように規定している。一人あるいは数人の関係者が協定の署名を拒否する場合には、……それにも拘わらず協定が彼らに対しても法的効力を持ち、署名の拒否が確認を妨げない、と彼ら〔署名拒否者〕は知らされるべきである。しかし、彼らがそれを拒否する理由と、それに対する決定は実施関係書類に記録されるべきである。Instruction für die Special-Commissare zu Ablösungen und Gemeinheitsheilungen, hrsg. Von der Königl. Sächs. General-Commission für Ablösungen und Gemeinheitsheilungen, Dresden 1833, S.36. プルシェンシュタインの9月11日集会で協定に異議を申し立てた義務者が、協定番号1の他にどれほどいたか、は議事録に記されていない。しかし、「一人あるいは数人の関係者」についての『指令』のこの条文を根拠にして、特別償却委員（おそらく弁護士ヘフナー）は署名反対者を脅迫しているわけである。
- (注6) これらの苦情項目のうち、(b)、(c)と(f)を1832年のプルシェンシュタイン裁判区訴願共同体請願書は請願の対象としている。松尾 2001, pp.124-127. この訴願共同体に本協定の3村、ノイハウゼン、フラウエンバッハとハイデルバッハの住民は参加していなかったかもしれないが、3村住民はその請願事項を熟知していたであろう。「九月騒乱」期にこれら3村が単独であるいは連合して提出した請願書は知られていない。騎士領プルシェンシュタイン所属集落のうち、6集落、ディッターズバッハ村（その請願書をIと略記。以下同様）、ザイダ市（II）、フリーデバッハ村（III）、ハイダースドルフ村（IV）、ケマースヴァルデ村（V）とクラウスニッツ村（VI）は1830年に単独で請願書を提出した。第1に、本署名集会で苦情項目（a）は、四季税をまず騎士領所有者の地代徴収所に引き渡さねばならないが、そのために引き渡し手数料が要求される、との（II）と（III）の申し立てと同一であろう。第2に、上記（b）と同じものと考えられる水流貢租と、それに関連する漁業権は、（III）、

(Ⅳ)、(Ⅴ)と(Ⅵ)で訴えられた。第3に、(c) 札問の費用は6通すべての請願書で、第4に、(d) 売り台の脂肪は(Ⅱ)で、第5に、(e) 保護金は(Ⅲ)、(Ⅳ)、(Ⅴ)と(Ⅵ)で、第6に、(f) 認可料は、(Ⅰ)を除く5通の請願書で、請願の対象となった。松尾 2001, pp.51, 63-66, 73-75, 82-84, 89, 92, 96-97, 100-101, 106-109, 114-117. そればかりではない。三月革命期に30農村自治体は(b) [騎士領領主の] 漁業権、(e) 保護金と(f) 認可料の存続を批判して、(b) 流水の自由な利用と(c) 札問の費用の免除とを求め、10農村自治体は(e) 保護金と(f) 認可料の存続を告発した。上記30農村自治体は騎士領プルシェンシュタイン所属の12村を、そして、本償却協定のノイハウゼン村を、含んでおり、10農村自治体の多くは騎士領プルシェンシュタイン所属(ただし、本償却協定の3村は含まれない)であった。松尾 2001, pp.176-177, 180-183, 186. 一さらに、騎士領プルシェンシュタイン関連の償却事項を調停し、協定案を作成すべき法律関係特別委員は、本稿第1節の協定から第17節の協定(1868年締結・承認第16103号)に至るまで、第16節の協定(1859年締結・承認第15558号)を除いて、ノッセンの弁護士アマンドゥス・アウグスト・ヘフナーであったが、このヘフナーを上記10農村自治体の請願書は名指して批判した。償却の審議の際に、「裁判領主からの反対給付の中で廃止されたものが引き合いに出される場合には、[特別] 償却委員会は、『これは裁判領主の義務ではなく、好意であった』、と答えるのが常であり、こうして、騎士領所有者は補償の要求を拒否した。特別償却委員会がその課題を見出したのは、容易に説き伏せられる村落住民大衆に、可能な限り高い[償却] 地代を売り付けることであった。償却法第63条に予見されていた事例が、フリーデバッハ[村] でのように生じて、小屋住農が、[償却] 地代も一時金も支払えない、そのような[支払いの] 場合には小屋から出て行かねばならない、と述べると、彼らは、指令されている綿密な吟味[を受ける] 代わりに嘲笑され、軽蔑された。償却委員である、ノッセンのヘフナー氏はこのような場合に[次のように] 答えた。お前たちが小屋から出て行かねばならないことは、『お前たちにとって丁度良い。所有変更はしばしば起こる。それは全く良いことだ。[小屋から出て行けば、] 1日に男は手仕事で7.5新グロッシェンを稼ぎ、女は乞食で10新グロッシェンを稼ぐ』[ことができる]、と。……そのために、償却を説き勧められ、あるいは、強制された者が、封建的諸負担の束縛に今も耐えている者と全く同じ劣悪な状態にあることは、疑問の余地がない。騎士領領主の諸権利の取得名義に関する吟味は、上に賞賛されたような、償却委員の中立性[の欠如] の下では、いずれにせよ、期待されないのであるが、殆どの場合に行なわれなかった。実際、償却委員は、プルシェンシュタイン裁判区で証明されるように、裁判領主の、いわゆる諸権利の中で、騎士領プルシェンシュタインの所有者が無造作に落としてしまったほど、殆ど根拠のない諸貢租をも、償却されるべきものに加えた。それに対して、償却委員ヘフナー氏は自惚れて、これらの全く根拠のない、いわば捏造された、騎士領領主の諸要求の償却をも領民に説き伏せることに、彼の定評ある弁舌の才でもって成功するであろう、との希望を持っていた」。松尾 2001, pp.183-184. この引用部分の前で同請願書は次のようにも記している。「1832年……償却法はその額に騎士層[騎士領所有者] の助言者の刻印を持っており、不幸な騎士領領民の状態を改善するよりは、むしろ悪化させた」。[「……既にこの法律自身が、騎士領所有者のペンからはそれ以外のものが期待されないような、最も不完全な法律と呼ばれるべきであるとすれば、あの法律の実施はこれらすべてのことを更に凌いでいた……。貧乏な裁判区領民の利益に役立つ諸規定は、順守されなかった」。[特別委員会は、権利者である騎士領所有者によって非常に手厚く接遇され、騎士領領主の台所と騎士領領主の葡萄酒蔵がその[特別委員の接遇の] ために蒙る損害を、[それぞれの償却協定に規定される償却費用として、] 貧乏な裁判区領民の財布から再び取り返そうとした。特別償却委員は、問題の審議の際に大抵は、権利者である騎士領領主の弁護士となった、と言っても、決して言い過ぎではない」。松尾 2001, pp.182-183. この引用部分の特別償却委員もヘフナーを指すであろう。この請願書とほぼ同じ内容は上記30農村自治体請願書にも含まれている。「騎士領領主への貢租の償却の際に、[特別] 償却委員は騎士領領主の館で宿泊し、食事をしたが、彼らはしばしば明白に騎士領領主の弁護士の役を演じた。そして、法律に関して援助を受けない農村住民は、すべてについて善良にも他人[特別償却委員] の言うとおりにした」。松尾 2001, p.177. さらに、三月革命期に6農村自治体の借家人家屋所有者も類似の文言で請願している。「貴族的邦議会によって作成された、1832年……償却法は当然、騎士領領主の利益になるものであったが、それをなお一層彼らに有利に適用し、解釈することが試みられた。いわゆる義務者には、殆ど調達できないほどに重い償却地代が、中世的な取得名義に基づいて課されたのである」。[実際[それ] 以外には、ありえなかった。何故なら、上述の[いわゆる権利者と義務者との間の仲介官庁となるべき特別] 償却委員会は常に、殊に当地では、騎士領領主によって選ばれ、[現地] 派遣が行なわれる場合には、そこ[領主館] に立ち寄り、[そこで] 飲み食いし、派遣について前もって相談したからである。葡萄酒と幾らかのパンも、委員会の後を追って、審理の行なわれる場所に[領主館から] 送られた。我々、貧乏な被召喚人は、葡萄酒を飲んだ後で、悲惨な過去に由来する、半ば腐爛した、すべての証書を認めるよう本当に迫られ、我々が同意しない時には、家を取り壊す、とさえ威された。騎士領領主からの諸給付は否認され、あるいは、これが可能でない場合には、純粹の恩恵と見なされ、[こうして、] 領民から永

久に奪い去られた。しばしば極めて非人間的に振る舞った委員会〔委員〕について、不信と苦情があちこちで生じたとしても、この訴えは全く顧慮されないか、あるいは、騎士領領主と委員会に有利に解決された。「償却法は多くの騎士領領主と特別償却委員会〔委員〕にとって、致富のための真の独占となった。前者にとっては〔償却〕地代に関して、後者にとっては〔償却〕事務費に関して。この事務費は巨大であって、小規模なハイダースドルフ村だけで250ターラー以上を負担せねばならなかった。そこで、償却の時期が遅れたために被提議者に課されたが、後に免除された罰〔金〕を言わずにおくとしても、地代義務者は、貢租〔償却地代〕のために償却以前より遙かに遙かに困窮している。真の専制が行なわれたのである。そして、当地の多数の住民が気の進まぬ地代〔償却〕協定の締結を強いられたのは、〔事務〕費の累積のためであった」。この6村の大部分は騎士領ブルシェンシュタインに所属していたが、本償却協定の3村は含まれない。松尾 2001, pp.187-188, 191. そして、ここで苦情の対象となっている特別償却委員が、その直前の1847年にハイダースドルフ村の地代償却をも仲介（本稿第13節）したヘフナーであることは明白である。——なお、32年償却法第63条は次のとおりである。小屋住農が、彼らの賦役その他の給付の償却を提議されたが、少なくとも当分は地代も一時金も負担できない、あるいは、償却によって彼らの生存が脅かされる、との理由で償却に反対する場合には、特別委員会は……あの反対の正しさを議論し、小屋住農の異議が考慮に値するかどうか、……を決定する。賦役その他の給付の当分の間の存続が決定された場合には、5年後に償却が再び提議される。

(2) 償却年地代・一時金合計額

第1表は序文から義務者（第2・第3の契約締結者）全員の協定番号、氏名と不動産を示す。〈 〉は保険番号である。同一人が同じ保険番号と同じ協定番号で所有する $\frac{1}{16}$ フーフエ農地2個は、 $\frac{1}{8}$ フーフエ農地と記した。Hufe, Hufengrundstück と Hufeland はフーフエ農地, Hofeschmiede は農場鍛冶場と訳した。Hufengrundstück mit einem Gebäude は単にフーフエ農地とした。義務者が所有する Feldgrundstück (od. -wirtschaft), Grundstück および (gekaufte) Rittergutsfeld (-parzelle, od. -stücke) は「耕地」とした。協定番号15は、「かつての $\frac{1}{4}$ フーフエ農地、保険番号14に属し〔、それから分離され〕た $\frac{3}{20}$ フーフエ農地」である。その保険番号は、明記されていないけれども、14（協定番号14と同じ）と考えておく。協定番号16は、「かつての $\frac{1}{4}$ フーフエ農地、保険番号14に属し〔、それから分離され〕た $\frac{1}{10}$ フーフエ農地」である。協定番号17の不動産は、「かつて保険番号14に属した $\frac{1}{4}$ フーフエ農地」と記されているけれども、「耕地」と考える。上記協定番号15と16のフーフエ農地2個だけで既に分割前の $\frac{1}{4}$ フーフエになるからである。「耕地」などに付けられた修飾語 steuerfrei は省略した。

第1表 義務者全員の氏名と不動産

(1) 第2の義務者

(I) ノイハウゼン

[1] Gotthold Friedrich Kunze (世襲村長地〈1〉)	〈5〉
[2] Wilhelm Fürchtgott Kunze (「耕地」)	[7] Carl Gotthelf Weindt ($\frac{1}{16}$ フーフエ農地〈6〉)
[3] Friedrich Fürchtgott Schneider ($\frac{1}{16}$ フーフエ農地〈2〉)	[8] Carl Friedrich Hänig (家屋〈8〉)
[4] 同上(家屋〈3〉)	[9] Carl Friedrich Wilhelm Fischer (借家人家屋〈9〉)
[5a] Friedrich Fürchtgott Schneider ($\frac{1}{16}$ フーフエ農地〈4〉)	[10] Gottlieb Friedrich Pflugbeil ($\frac{1}{16}$ フーフエ農地〈10〉)
[5b] Carl Gottlieb Wagner (世襲林地)	[11a] Christian Friedrich Weindt ($\frac{1}{32}$ フーフエ農地〈11〉と採草地)
[6] Gotthelf Friedrich Dittrich ($\frac{1}{16}$ フーフエ農地)	[11b] Christian Fürchtgott Weindt ($\frac{1}{32}$ フーフエ農地)

- <11>
- [12] Christian Traugott Beer (家屋 <12>)
- [13] Johann Gottfried Wolf ($\frac{3}{16}$ フーフエ農地 <13>)
- [14] Friedrich Leberecht Ulbricht (家屋 <14>)
- [15] Johann Gottfried Wolf ([13] と同じ) ($\frac{3}{20}$ フーフエ農地 <14>)
- [16] 医師 Johann Gottlieb Heinicke ($\frac{1}{10}$ フーフエ農地 <14>)
- [17] 妻 Johanne Christliebe Fischer と [娘] Christliebe Lorenz (「耕地」)
- [18] Gotthelf Friedrich Dittrich ([6] と同じ) ($\frac{1}{8}$ フーフエ農地 <15> と「耕地」)
- [19] Carl Gottlieb Böhme ($\frac{1}{8}$ フーフエ農地 <16>)
- [20] ノイハウゼン村学校共同体 (代表者は村長 Friedrich Fürchtegott Schneider) (家屋 <17>)
- [21] Friedrich Fürchtegott Schaab (家屋 <18>)
- [22] Christlieb Friedrich Kirschen (家屋 <19>)
- [23] 妻 Christiane Friedericke Schmerler (借家人家屋 <20>)
- [24] Friedrich Fürchtegott Ranft (家屋 <21>)
- [25] Gottlieb Friedrich Reißmüller (搾油所 <22>)
- [26] Christian Fürchtegott Weindt ([11b] と同じ) (家屋と「耕地」 <23>)
- [27] Gotthelf Friedrich Reichelt (家屋 <24> と「耕地」)
- [28] Gotthold Friedrich Hofmann (家屋 <25>)
- [29] 妻 Johanne Christliebe Fischer と [娘] Christliebe Lorenz ([17] と同じ) ($\frac{1}{16}$ フーフエ農地 <26>)
- [30] Johann Gottlieb Heinicke ([16] と同じ) (家屋と園地 <27> および「耕地」)
- [31] 領主裁判所長未亡人 Johanne Friedericke Göpfert (家屋と「耕地」 <28>)
- [32] Friedrich Leberecht Ulbricht ([14] と同じ) (水車 <29>)
- [33] Wilhelm Fürchtegott Kunze (家屋と「耕地」 <30>)
- [34] Lorenz Hille (家屋 <31> と「耕地」)
- [35] Gotthelf Friedrich Schlieder (家屋 <32> と「耕地」)
- [36] Wilhelm Fürchtegott Kunze ([2] と同じ) ($\frac{1}{8}$ フーフエ農地 <33>)
- [37] 妻 Christiane Eleonore Thiele (家屋 <34>)
- [38] Carl Friedrich Hofmann (家屋 <35>)
- [39] Carl Friedrich Matthess (家屋 <36>)
- [40] Traugott Friedrich Fischer (家屋 <37>)
- [41] Carl Gottlieb Walther ($\frac{1}{4}$ フーフエ農地 <38>)
- [42] Johann Adam Friedrich Weber (家屋と園地 <39>)
- [43] Johann Perner. 家屋と「耕地」 <40>)
- [44] Heinrich Wilhelm Richter ($\frac{1}{8}$ フーフエ農地 <41>)
- [45] Christian Friedrich Harzer (世襲林地)
- [46] Carl Gottlob Meyer (家屋 <42>)
- [47] Carl Friedrich Hänel ($\frac{1}{16}$ フーフエ農地)
- [48] Carl Friedrich Müller (家屋 <43>)
- [49] 未亡人 Johanne Eleonore Fritzsche と子供1人 (借家人家屋 <44>)
- [50] 妻 Johanne Eleonore Kaden ($\frac{1}{16}$ フーフエ農地 <45>)
- [51] Christian Friedrich Bieber (借家人家屋 <46>)
- [52] 未亡人 Johanne Concordie Mehnert (借家人家屋 <47>)
- [53] Gottfried Israel Kaden (家屋と「耕地」 <48>)
- [54] 妻 Christiane Friedericke Ruprecht (家屋と「耕地」 <49>)
- [55] Carl Friedrich Hänel ([47] と同じ) (農場鍛冶場 <50>)
- [56] 同上 ($\frac{1}{32}$ フーフエ農地)
- [57] Gotthold Friedrich Kunze ([1] と同じ) ($\frac{1}{32}$ フーフエ農地)
- [58] Carl Friedrich Hengst (家屋と「耕地」 <51a>)
- [59] Gotthelf Benjamin Schmolke (家屋と「耕地」 <52>)
- [60] Samuel Gottlieb Uhlig (家屋と「耕地」 <53>)
- [61] Friedrich Pierschel (家屋と「耕地」 <54>)
- [62] Gotthelf Friedrich Lorenz (家屋と「耕地」 <55>)
- [63] Traugott Friedrich Schreiber (家屋と「耕地」 <56>)
- [64] August Friedrich Herrmann (家屋と「耕地」 <57>)
- [65] Gottlieb Leberecht Schneider (2戸の家屋・「耕地」 <60> と <70>)
- [66] Gottlieb Friedrich Schuffenhauer (家屋と「耕地」 <61>)
- [67] Gotthold Friedrich Dittrich ($\frac{1}{16}$ フーフエ農地 <62> と「耕地」)
- [68] Friedrich Fürchtegott Fischer (家屋と「耕地」 <65>)
- [69] 未亡人 Johanne Christiane Altmann (家屋と「耕地」 <68>)
- [70] Gotthelf Friedrich Drechsel (家屋と「耕地」 <69>)
- [71] Gotthelf Friedrich Trampe (家屋と「耕地」 <71>)
- [72] Gottlob Friedrich Herklotz (家屋と「耕地」 <72>)
- [73] Christian Friedrich Lippmann (家屋と「耕地」 <73>)

- [74] Johann Gottlieb Liebscher（家屋と「耕地」<75>）
 [75] Samuel Gottlieb Langer（家屋と「耕地」<76>）
 [76] Christian Gottlieb Fritzsche（家屋と「耕地」<77>）
 [77] Christian Fürchtgott Langer（家屋と「耕地」<78>）
 [78] Gotthelf Friedrich Hegewald（家屋と「耕地」<80>）
 [79] Gotthelf Friedrich Partzsch（家屋と「耕地」<82>）
 [80] Carl Friedrich Helbig（家屋と「耕地」<83>）
 [81] Karl Gottlob Wagner（家屋と「耕地」<84>）
 [82] Johann Ehrenfried Schuffenhauer（家屋と「耕地」<85>）
 [83] Gotthold Friedrich Schneider（ $\frac{1}{16}$ フーフエ農地<86>）
 [84] Carl Friedrich Mende（家屋と「耕地」<87>）
 [85] Carl August Neuber（家屋と「耕地」<88>）
 [86] Gotthelf Friedrich Heinrich jun.（家屋と「耕地」<89>）
 [87] Carl Gotthelf Friedrich Müller（家屋と「耕地」<90>）
 [88] Friedrich Fürchtgott Biermann（家屋と「耕地」<91>）
 [89] Gotthelf Friedrich Heinrich sen.（家屋と「耕地」<92>）
 [90] Gotthelf Friedrich Matthes（家屋と「耕地」<94>）
 [91] Carl Fürchtgott Zeidler（家屋と「耕地」<95>）
 [92] Traugott Friedrich Pflugbeil（家屋と「耕地」<100>）
 [93] Johann Friedrich Wilhelm Preißler（家屋と「耕地」<101>）
 [94] August Friedrich Drechsel（家屋と「耕地」<102>）
 [95] Carl Gottlieb Matthes（家屋と「耕地」<103>）
 [96] Carl Friedrich Hänel（[47]と同じ）（家屋<104>）
 [97] Traugott Friedrich Preißler（借家人家屋<108>と「耕地」）
 [98] 妻 Christliebe Wilhelmine Koch（家屋と「耕地」<116>）
 [99] Christian Friedrich Weindt sen.（家屋と「耕地」<117>）
 [100] 妻 Christiane Friedericke Hofmann（家屋と「耕地」<118>）
 [101] Traugott David Hofmann（「耕地」）
 [102] Carl Gottlieb Schmieder（「耕地」）
 [103] Carl August Schmieder（「耕地」）
 [104] Carl Friedrich Zimmermann（借家人家屋<129>）
 [105] 妻 Johanne Concordie Kluge（家屋と「耕地」<130>）
 [106] Christian Friedrich Matthes（家屋と「耕地」<131>）
 [107] Carl Gottlieb Schmerler（借家人家屋と「耕地」<133>）
 [108] Gotthelf Friedrich Langer（家屋と「耕地」<136>）
 [109] Gotthelf Friedrich Schramm（「耕地」）
 [110] Carl Friedrich Wenzel（家屋と「耕地」<145>）
 [111] Immanuel Friedrich Schuffenhauer（家屋と「耕地」<146>）
 [112] Friedrich Fürchtgott Schlieder（「耕地」）
 [113] Johann Christoph Schlieder（「耕地」）

(II) フラウエンバッハ

- [114] Friedrich Fürchtgott Kirschen（「耕地」）
 [115] 妻 Christiane Friedericke Storch（家屋と「耕地」<3>）
 [116] August Friedrich Herrmann（家屋と「耕地」<4>）
 [117] Traugott Friedrich Herklotz（ $\frac{1}{8}$ フーフエ農地<5>と「耕地」）
 [118] August Fürchtgott Herrmann（家屋と「耕地」<6>）
 [119] Johann Gottlieb Stiehl. 家屋と「耕地」<8>）
 [120] Traugott Christlieb Leberecht Wolf（家屋と「耕地」<9>）
 [121] Christian Ehregott Friedrich Ulbricht（家屋と「耕地」<13>）
 [122] Carl Gottlob Stiehl（家屋と「耕地」<15>）
 [123] Gotthelf Friedrich Drechsel（家屋と「耕地」<16>）
 [124] David Fürchtgott Hänig（「耕地」）

(III) ハイデルバッハ

- [125] 侍従 Heinrich Curt von Schönberg⁽¹⁾（Pfaffroda und Dörnthal）（ガラス製造所<1>）
 [126] Christian Gottlieb Wagner.（家屋と「耕地」<3>）
 [127] Traugott Friedrich Pleißler jun.（家屋と「耕地」<5>）
 [128] August Friedrich Fischer（家屋と「耕地」<6>）
 [129] Traugott Friedrich Pleißler sen.（家屋と「耕地」<7>）
 [130] Carl Gottlieb Friedrich Bernhardt（家屋と「耕地」<8>）
 [131] 妻 Gottliebe Henriette Haupt（家屋と「耕地」）

<9>

- [132] David Friedrich Hetze (家屋と「耕地」<10>
 [133] Gottlieb Friedrich Wolf (家屋と「耕地」<11>
 [134] Carl Gotthelf Koch (家屋と「耕地」<12>
 [135] Gottlob Friedrich Pleißler (家屋と「耕地」
 <13>
 [136] Ehregott Friedrich Neuber (家屋と「耕地」
 <14>
 [137] Gottlieb Heinrich Biermann (家屋と「耕地」

(IV-a) ザイフェン

- [144] Christian Friedrich Hiemann (「耕地」⁽²⁾
 [145] Carl Heinrich Einhorn
 [146] Ehregott Leberecht Kirschen
 [147] Ferdinand Friedrich Augustin
 [148] Gottlieb Friedrich Hänig
 [149] Ehregott Leberecht Hänig
 [150] Johann Gottlieb Langer

(IV-b) ハイデルベルク

- [156] August Friedrich Stiehl
 [157] Gottlob Friedrich Lorenz
 [158] Christian Friedrich Lorenz
 [159] Christian Friedrich Müller

(IV-c) アインジューデル

- [164] Christian Gotthelf Kluge

(IV-d) ニーダーザイフェンバッハ

- [166] Johann Gottreich Hetze

(IV-e) デイッターズバッハ

- [167] Carl Friedrich Ficke
 [168] Christian Friedrich Harzer
 [169] Gotthelf Friedrich Kluge

(IV-f) ケマースヴァルデ

- [172] Christian Gottlieb Löser

(IV-g) ラウシェンバッハ⁽³⁾

- [173] 妻 Johanne Christliebe Helmert

(IV-h) デルンタール

- [174] Christian Friedrich Wilhelm Strauß

(2) 第3の義務者

[175] [農村] 自治体ノイハウゼン (フラウエンバッハとハイデルバッハを含む。代表者はノイハウゼン村

<15>

- [138] Gottlieb Wolf (家屋と「耕地」<16>
 [139] Christian Gottlob Schmerler (家屋と「耕地」
 <17>
 [140] Karl Friedrich Heinrich (家屋と「耕地」<18>
 [141] Fürchtegott Friedrich Hetze (家屋と「耕地」
 <19>
 [142] Christlieb Friedrich Langer (「耕地」)
 [143] 未亡人 Christiane Gottliebe Schmerler (「耕地」)

[151] Johann Gotthelf Schirmer

[152] Johann Friedrich Hiemann

[153] Gotthelf Friedrich Schneider

[154] 未亡人 Christiane Caroline Gläser と子供4人

[155] ザイフェン村学校共同体 (代表者は村長 Ferdinand Friedrich Augustin)

[160] Christlieb Friedrich Leberecht Langer

[161] 未亡人 Esther Dorothee Hiemann

[162] 未亡人 Christiane Friedericke Strauß

[163] Gotthold Friedrich Neuber

[165] Christian Traugott Kaden

[170] Carl Gottlieb Wenzel

[171] Gotthelf Friedrich Weihrauch

長 Friedrich Fürchtegott Schneider)

本協定の協定番号5と11には、所有者を異にするaとbとがある。また、1と57, 2と36, 3と4, 6と18, 11bと26, 13と15, 14と32, 16と30, 17と29 [各2個]は、そして、47, 55, 56と96 [4個]も、同一人と明記されている。以上から、さらに、1不動産の共有者を義務者1人と見なし、農村自治体と学校共同体を義務者1人と見なして、本協定の義務者は165人と考えたい。フーフエ農が別の協定番号で所有するフーフエ農地・園地・家屋を無視し、協定番号175の農村自治体ノイハウゼンを便宜上ノイハウゼンにまとめると、その内訳はノイハウゼン104人（世襲村長1人 [フーフエ農地1個も所有]、フーフエ農18人、園地農1人、小屋住農64人 [うち家屋1戸は学校共同体]、借家人家屋所有者8人、農場鍛冶屋1人 [フーフエ農地2個と家屋1戸も所有]、水車屋1人 [家屋1戸も所有]、搾油所所有者1人、「耕地」所有者6人、林地所有者2人と農村自治体1）、フラウエンバッハ11人（フーフエ農1人、小屋住農8人と「耕地」所有者2人）、ハイデルバッハ19人（ガラス製造所所有者 [貴族] 1人、小屋住農16人と「耕地」所有者2人）、以下の8村は「耕地」所有者のみで、ザイフェン12人 [うち1は学校共同体]、ハイデルベルク8人、アインジューデル2人、ニーダーザイフェンバッハ1人、ディッターズバッハ5人、ケマースヴァルデ1人、ラウシェンバッハ1人とデルンタール1人である。その場合、45と168, 64と116, 70と123は、同姓同名であるが、居住地を異にするので、別人と考え、また、5aは(3+4)と、33は(2+36)と同村の同姓同名者であるけれども、協定に同一人の記載がないために、それぞれ別人と見なしている。本協定には個人ばかりでなく、団体も義務者として記録されている。すなわち、家屋 [20] の所有者はノイハウゼン村の、「耕地」 [155] のそれはザイフェン村の学校共同体であり、[175] の「耕地」は [農村] 自治体ノイハウゼンである。以上の諸階層のうち、園地農は「家屋と園地」の所有者であり、小屋住農は「家屋と耕地」の所有者を含み、借家人家屋所有者は「借家人家屋と耕地」の所有者を含む。なお、本協定序文は借家人家屋所有者以外の義務者を「世襲土地所有者」に一括している。「世襲土地所有者」は一方では「耕地」所有者を含まず、他方では世襲村長地所有者、フーフエ農、園地農と小屋住農を含むであろう。したがって、農場鍛冶屋1人（フーフエ農地なども所有する）と水車屋（家屋も所有する）ばかりでなく、搾油所所有者（協定番号25）と貴族のガラス製造所所有者（同125）も「世襲土地所有者」に属するであろう。さらに、世襲村長地所有者は、明記されていないけれども、フーフエ農と見なされている、と考えられる。

第2表は、序文（第1表）から保険番号（〈 〉内の数字）を協定番号（[]内の数字）と対照させたものである。

第2表 保険番号・協定一連番号対照表

(I) ノイハウゼン

〈1〉 = [1] ; 〈2〉 = [3] ; 〈3〉 = [4] ; 〈4〉 = [5a] ; 〈5〉 = [6] ; 〈6〉 = [7] ;
 〈8〉 = [8] ; 〈9〉 = [9] ; 〈10〉 = [10] ; 〈11〉 = [11a+11b] ; 〈12〉 = [12] ; 〈13〉 =
 [13] ; 〈14〉 = [14+15+16] ; 〈15〉 = [18] ; 〈16〉 = [19] ; 〈17〉 = [20] ; 〈18〉 = [21] ;
 〈19〉 = [22] ; 〈20〉 = [23] ; 〈21〉 = [24] ; 〈22〉 = [25] ; 〈23〉 = [26] ; 〈24〉 = [27] ;
 〈25〉 = [28] ; 〈26〉 = [29] ; 〈27〉 = [30] ; 〈28〉 = [31] ; 〈29〉 = [32] ; 〈30〉 = [33] ;
 〈31〉 = [34] ; 〈32〉 = [35] ; 〈33〉 = [36] ; 〈34〉 = [37] ; 〈35〉 = [38] ; 〈36〉 = [39] ;

<37> = [40] ; <38> = [41] ; <39> = [42] ; <40> = [43] ; <41> = [44] ; <42> = [46] ;
 <43> = [48] ; <44> = [49] ; <45> = [50] ; <46> = [51] ; <47> = [52] ; <48> = [53] ;
 <49> = [54] ; <50> = [55] ; <51a> = [58] ; <52> = [59] ; <53> = [60] ; <54> = [61] ;
 <55> = [62] ; <56> = [63] ; <57> = [64] ; <60> + <70> = [65] ; <61> = [66] ; <62> =
 [67] ; <65> = [68] ; <68> = [69] ; <69> = [70] ; <70> + <60> = [65] ; <71> = [71] ;
 <72> = [72] ; <73> = [73] ; <75> = [74] ; <76> = [75] ; <77> = [76] ; <78> = [77] ;
 <80> = [78] ; <82> = [79] ; <83> = [80] ; <84> = [81] ; <85> = [82] ; <86> = [83] ;
 <87> = [84] ; <88> = [85] ; <89> = [86] ; <90> = [87] ; <91> = [88] ; <92> = [89] ;
 <94> = [90] ; <95> = [91] ; <100> = [92] ; <101> = [93] ; <102> = [94] ; <103> = [95] ;
 <104> = [96] ; <108> = [97] ; <116> = [98] ; <117> = [99] ; <118> = [100] ; <129> =
 [104] ; <130> = [105] ; <131> = [106] ; <133> = [107] ; <136> = [108] ; <145> = [110] ;
 <146> = [111]

(Ⅱ) フラウエンバッハ

<3> = [115] ; <4> = [116] ; <5> = [117] ; <6> = [118] ; <8> = [119] ; <9> =
 [120] ; <13> = [121] ; <15> = [122] ; <16> = [123]

(Ⅲ) ハイデルバッハ

<1> = [125] ; <3> = [126] ; <5> = [127] ; <6> = [128] ; <7> = [129] ; <8> =
 [130] ; <9> = [131] ; <10> = [132] ; <11> = [133] ; <12> = [134] ; <13> = [135] ; <14>
 = [136] ; <15> = [137] ; <16> = [138] ; <17> = [139] ; <18> = [140] ; <19> = [141]

協定番号11aと11bおよび14, 15と16の所有者は別人である。しかし、その保険番号は同じである。それに対して、協定番号65は、保険番号の異なる家屋2戸、60と70を所有している。そのために、この家屋所有者の保険番号は便宜上、第2表に二重に表示した。

第3表は、第1条における各義務者の償却年地代と一時金を、協定番号順に表示している。義務者はまた、序文に従って「(1)第2」と「(2)第3」の義務者に区分されている。序文で最後の義務者は「第3の契約締結者」、175であるが、第1条には、その後176、「[農村] 自治体ノイハウゼンの課税部分」が記載されている。

第3表 各義務者の償却年地代・一時金額

〔1〕 第2の義務者〕

(Ⅰ) ノイハウゼン

[1] (A)年地代-T5G-P	[10] (A)年地代1T13G3.5P
[2] (A)年地代-T9G6P	[11a] (A)年地代3T9G8P+(B)一時金37T18G8P
[3] (B)一時金123T9G8P	[11b] (A)年地代3T9G6P+(B)一時金37T18G8P
[4] (B)一時金37T2G5P	[12,20,24,28,34,38,48] (A)年地代1T8G5P+
[5a] (A)年地代1T11G2P+(B)一時金-T18G9P	(B)一時金3T11G2P
[5b] (B)一時金-T12G6P	[13] (A)年地代6T18G5P+(B)一時金77T5G4P
[6] (A)年地代1T11G2P	[14] (A)年地代1T10G5P+(B)一時金3T8G-P
[7] (A)年地代1T16G11P	[15] (A)年地代3T7G-P+(B)一時金46T2G-P
[8] (A)年地代1T8G5P+(B)一時金3T11G2P	[16] (A)年地代2T1G6P+(B)一時金30T17G4P
[9] (A)年地代-T10G2P	[17] (A)年地代5T10G9P+(B)一時金76T19G4P

- [18] (A)年地代 2 T 2 G 2 P+(B)一時金 6 T18G 6 P
 [19] (A)年地代 6 T14G 2 P+(B)一時金 5 T 5 G-P
 [21] (A)年地代-T10G 2 P+(B)一時金 3 T11G 2 P
 [22] (A)年地代 1 T 8 G 5 P+(B)一時金-T 9 G 5 P
 [23] (A)年地代-T10G 2 P
 [25] (A)年地代 1 T10G-P
 [26, 101] (B)一時金-T18G 9 P
 [27] (A)年地代 1 T 8 G 5 P+(B)一時金17T 1 G 5 P
 [29] (A)年地代-T14G11P+(B)一時金12T12G-P
 [30] (A)年地代 1 T 8 G 5 P+(B)一時金39T16G 6 P
 [31] (A)年地代-T11G-P+(B)一時金 4 T10G 3 P
 [32] (B)一時金 4 T 6 G 4 P
 [33, 109, 113] (B)一時金-T 9 G 5 P
 [35] (A)年地代 1 T 8 G 5 P+(B)一時金-T 4 G 4 P
 [36] (A)年地代 1 T12G11P
 [37, 40] (A)年地代 1 T 8 G 5 P+(B)一時金-T 3 G 2 P
 [39] (A)年地代 1 T 8 G 5 P+(B)一時金-T15G 8 P
 [41] (A)年地代 5 T11G 8 P+(B)一時金70T13G 4 P
 [42] (A)年地代 1 T 8 G 5 P+(B)一時金 3 T23G 8 P
 [43] (B)一時金-T21G11P
 [44] (A)年地代 2 T22G 4 P+(B)一時金 5 T 8 G 2 P
 [45, 53] (B)一時金 2 T14G 6 P
 [46] (A)年地代-T22G 2 P+(B)一時金 3 T 8 G-P
 [47] (B)一時金30T13G 4 P
 [49, 51] (A)年地代-T10G 2 P+(B)一時金 3 T 8 G-P
 [50] (A)年地代 1 T13G 2 P+(B)一時金 5 T-G-P
 [52] (A)年地代-T10G 2 P+(B)一時金 4 T 5 G11P
 [54, 68, 69] (B)一時金 1 T 1 G-P
 [55] (B)一時金80T20G-P
 [56] (B)一時金38T18G-P
 [57] (A)年地代-T 3 G-P
 [58] (B)一時金 1 T 6 G 6 P
 [59-63, 70, 111, 112] (B)一時金-T 3 G 2 P
 [64, 106] (B)一時金 1 T13G 6 P
 [65] (B)一時金 5 T11G 3 P
 [66] (B)一時金 2 T 2 G-P
 [67] (A)年地代 1 T11G 2 P+(B)一時金 6 T18G 6 P
 [71, 72] (B)一時金-T 6 G 3 P
 [73] (B)一時金 1 T19G 9 P
 [74] (B)一時金 7 T 7 G-P
 [75] (B)一時金15T15G-P
 [76] (B)一時金 5 T 5 G-P
 [77] (B)一時金 4 T 4 G-P
 [78] (B)一時金 7 T-G 9 P
 [79] (B)一時金 2 T17G 8 P
 [80] (B)一時金 6 T12G 3 P
 [81, 99] (B)一時金-T 6 G 3 P
 [82] (B)一時金 3 T12G 5 P
 [83] (A)年地代1T-G9P
 [84] (B)一時金11T23G 6 P
 [85] (B)一時金 3 T 3 G-P
 [86, 110] (B)一時金 2 T14G 6 P
 [87] (B)一時金14T 1 G 6 P
 [88] (B)一時金 2 T11G 5 P
 [89] (B)一時金 8 T 8 G-P
 [90, 93, 100] (B)一時金 2 T 2 G-P
 [91] (B)一時金 1 T 7 G 3 P
 [92, 94, 102, 105, 108] (B)一時金-T12G 6 P
 [95, 98] (B)一時金 2 T 8 G 3 P
 [96] (B)一時金31T16G-P
 [97] (A)年地代-T10G 2 P+(B)一時金-T12G 6 P
 [103] (B)一時金 5 T15G 8 P
 [104] (A)年地代-T10G 2 P+(B)一時金 1 T 4 G 2 P
 [107] (A)年地代-T10G 2 P+(B)一時金 3 T21G 9 P

(II) フラウエンバッハ

- [114] (B)一時金-T21G11P
 [115, 124] (B)一時金 1 T13G 6 P
 [116, 123] (B)一時金-T15G 8 P
 [117] (A)年地代 1 T 2 G-P+(B)一時金 5 T17G 6 P
 [118] (B)一時金 2 T14G 6 P
 [119] (B)一時金 1 T 7 G 3 P
 [120] (B)一時金12T12G-P
 [121] (B)一時金-T 6 G 3 P
 [122] (B)一時金-T12G 6 P

(III) ハイデルバッハ

- [125] (B)一時金40T15G-P
 [126, 137] (B)一時金 4 T 4 G-P
 [127] (B)一時金 3 T 3 G-P
 [128, 129] (B)一時金 4 T16G 6 P
 [130] (B)一時金 5 T23G 9 P
 [131] (B)一時金 3 T 9 G 3 P
 [132] (B)一時金 6 T 6 G-P
 [133] (B)一時金 3 T21G 9 P
 [134] (B)一時金 6 T21G 8 P
 [135] (B)一時金 2 T20G 9 P
 [136] (B)一時金 2 T 2 G-P
 [138, 142] (B)一時金-T 9 G 5 P

[139] (B)一時金-T18G 9 P

[140] (B)一時金-T 6 G 3 P

(IV-a) ザイフェン

[144, 149] (B)一時金 1 T 1 G-P

[145] (B)一時金 2 T 8 G 3 P

[146] (B)一時金-T12G 6 P

[147] (B)一時金 2 T 2 G-P

[141] (B)一時金 2 T14G 6 P

[143] (B)一時金 1 T 7 G 3 P

[148] (B)一時金 1 T 4 G 2 P

[150] (B)一時金-T 6 G 3 P

[151-155] (B)一時金-T18G 9 P

(IV-b) ハイデルベルク

[156, 162] (B)一時金-T 9 G 3 P

[157, 161] (B)一時金-T 6 G 3 P

[158, 159] (B)一時金 1 T13G 6 P

[160] (B)一時金-T18G 9 P

[163] (B)一時金 1 T19G 9 P

(IV-c) アインジードル

[164] (B)一時金 1 T13G 6 P

[165] (B)一時金-T 9 G 5 P

(IV-d) ニーダーザイフェンバッハ

[166] (B)一時金-T18G 9 P

(IV-e) デイッターズバッハ

[167] (B)一時金-T 6 G 3 P

[168] (B)一時金-T12G 6 P

[169] (B)一時金 5 T 5 G-P

[170] (B)一時金 1 T13G 6 P

[171] (B)一時金-T 9 G 5 P

(IV-f) ケマースヴァルデ

[172] (B)一時金15T15G-P

(IV-g) ラウシェンバッハ

[173] (B)一時金 3 T 3 G-P

(IV-h) デルンタール

[174] (B)一時金-T12G 6 P

[(2)第3の契約締結者]

[175] (B)一時金50T-G-P

[176] (B)一時金71T 4 G 4 P

(V) 全義務者合計

(A)年地代85T 7 G10.5P+(B)一時金1,330T10G 1 P

第4表は、第2条(n)の「確定貨幣貢租」を協定番号によって表示している。[]中に2つの一連番号を/でまとめたものは、2人の義務者の共同負担を意味する。本表の(A)は世襲貢租を、(B)は賦役代納金を、(C)は紡糸金を、(D)は世襲水流貢租を示し、(E)は私の計算による合計額である。

第4表 各義務者の確定貨幣貢租額

[3] (A) 3 T 9 G-P	[41] (A)-T 6 G-P+(B) 3 T 6 G 8 P=(E) 3 T 12 G 8 P
[4, 8, 12, 14, 20, 21, 24, 28, 34, 38, 42, 46, 48, 49, 51, 52] (A) -T 4 G-P	[50, 103] (A)-T 6 G-P
[11a/11b] (A)-T 12 G-P+(B) 3 T 6 G 8 P=(E) 3 T 18 G 8 P	[55] (A) 1 T 1 G-P+(B) 2 T 12 G-P+(C)-T 4 G-P + (D) -T 8 G-P=(E) 4 T 1 G-P
[13, 15/16, 17] (A)-T 13 G 6 P+(B) 3 T 6 G 8 P=(E) 3 T 20 G 2 P	[56] (A)-T 10 G-P+(B) 1 T 12 G-P=(E) 1 T 22 G-P
[27] (A)-T 20 G-P	[96] (A)-T 1 G-P+(B) 1 T 6 G-P+(C)-T 4 G-P = (E) 1 T 11 G-P
[29] (A)-T 15 G-P	合計額 (世襲貢租32人, 賦役代納金10人, 紡糸金2人, 世襲水流貢租1人) 35T23G10P
[30] (A) 1 T 18 G-P	

第4表において、11a/11bと15/16は、貨幣貢租を共同で負担する義務者である。その保険番号は、第2表について記したように、同じであった（ただし、14は15/16から独立して負担している）。また、合計欄の義務者人数は、共同負担者を分けて加算した数字である（貨幣貢租義務者の総数は32人）。さらに、この表に義務者として記載されているのは、ノイハウゼン居住者だけである。

第2条は、同条(n)に表示された貨幣貢租が、第1条に挙げられた一時金額によって償還される、と規定している。しかし、第2条の貨幣貢租額（第4表）と第1条の一時金額（第3表）との関係が明らかでない。確かに、第2条の貨幣貢租義務者32人全員は、第1条でも一時金を支払う、とされている。しかし、第2条における4, 8, 12, 14, 20, 21, 24, 28, 34, 38, 42, 46, 48, 49, 51, 52の「確定貨幣貢租」は同額であるけれども、第1条の一時金は必ずしも同額ではない。また、第1条は5a, 5b, 18, 19, 22, 25, 26, 31-33, 35, 37, 39, 40, 43-45, 47, 53, 54, 58-82, 84-95, 97-102, 104-143に一時金を掲げているが、これらの協定番号は第2条に見出されない。ザイフェンからデルンタールまでの「耕地」所有者と〔農村〕自治体ノイハウゼン（協定番号144-176）も同じである。

そこで、本稿第3-第5節と同じように、第2条の貨幣貢租が第1条の一時金に算入されている場合と、算入されていない場合とを想定しよう。

第1を想定して、第3表から村別の償却年地代・一時金額を求めると、第5表が得られる。その場合、協定番号176はノイハウゼン村民のそれに加えている。また、175は、フラウエンバッハとハイデルバッハを含むとされているけれども、便宜上ノイハウゼン村民に加算した。さらに、(IV-a)から(IV-h)までは、その他8村合計、(IV)に一括する。〔 〕の数字は、各村合計額に占める年地代・一時金の割合である。

第5表 一時金換算年地代・一時金合計額と構成比（想定第1）

(I) ノイハウゼン

年地代	84T 5 G 10. 5P ≐ 84T 5 G {2, 105T 5 G ≐ 2, 105AT} [65%]
一時金	{1, 154T 5 G 6 P ≐ 1, 154AT} [35%]
合計額	{3, 259AT} <94%> [100%]

(II) フ라우エンバッハ	
年地代	1 T 2 G-P {27T 2 G≐27AT} [49%]
一時金	{28T 6 G 3 P≐28AT} [51%]
合計額	{55AT} < 2 % > [100%]
(III) ハイデルバッハ	
一時金	{98T13G 9 P≐98AT} < 3 % >
(IV) その他 8 村合計	
一時金	{49T 8 G 7 P≐49AT} < 1 % >
(V) 合計額	
年地代 2 村合計額	85T 7 G10.5P≐85T 7 G {2, 132AT} < 62 % >
一時金 11 村合計額	{1, 330T10G 1 P≐1, 330AT} < 38 % >
年地代・一時金 11 村合計額	{3, 462AT} < 100 % >

本表(IV)の一時金義務者は、ザイフェン以下の8村に居住するけれども、その「耕地」は、ノイハウゼン、フラウエンバッハ、ハイデルバッハの3村のいずれかに所在する。そのために、(IV)の一時金額は、「耕地」の所在する3村のいずれかに帰属させるべきであろう。しかし、(IV)の一時金額は、微少であるから、構成比にほとんど影響を及ぼさない。年地代・一時金11村合計額から年地代2村合計額と一時金11村合計額を比較すると、前者は62%に達し、後者は38%である。村別に見ると、ノイハウゼンは単独で11村合計額の94%を占める(うち、年地代が村合計額の65%、一時金35%)。フラウエンバッハは2%で、ハイデルバッハは3%である。しかしながら、これらの年地代・一時金がどのような種目別負担(賦役、現物貢租、放牧権、貨幣貢租、賦役代納金)に基づくか、は明らかでない。

想定第2に基づくならば、第6表が得られる。

第6表 一時金換算年地代・一時金合計額と構成比(想定第2)

(I) ノイハウゼン	
年地代	{2, 105AT} [53%]
一時金	{1, 154AT} [29%]
貨幣貢租 35T23G10P≐35T23G	{719T 4 G≐719AT} [18%]
合計額	{3, 978AT} < 95 % > [100%]
(II) フ라우エンバッハ	
年地代	{27AT} [49%]
一時金	{28AT} [51%]
合計額	{55AT} < 1 % > [100%]
(III) ハイデルバッハ	
一時金	{98AT} < 2 % >

(IV) その他 8 村合計	
一時金	{49AT} < 1 % >
(V) 合計額	
年地代 2 村合計額	{2, 132AT} < 51 % >
一時金 11 村合計額	{1, 330AT} < 32 % >
貨幣貢租	{719AT} < 17 % >
年地代・一時金 11 村合計額	{4, 181AT} < 100 % >

想定第 2 に基づくならば、年地代・一時金 11 村合計額は 3,462T（第 5 表）から 4,181T に増加する。確実に貨幣貢租に基づくものは合計額の 17% である。合計額に占める各村の割合は、ほとんど変化しない。そして、本協定の償却地代を主として負担するノイハウゼンにおいては、村合計額の 18% が確実な貨幣貢租である。

(注 1) 彼はプファッフローダで 1782 年に生まれ、同地で 1843 年に没した。彼はフォン・シェーンベルク家に属したけれども、本稿で検討している騎士領プルシェンシュタインを所有する家系とは、別の家系であった。*Gothaisches genealogisches Taschenbuch der adeligen Häuser*, Jg. 5, 1904, S. 741. なお、デルンタールはザイダ西方の村である。HOS, S. 301-302.

(注 2) ここから 174 までは、ノイハウゼン、フラウエンバッハとハイデルバッハの耕区（ただし、3 村のいずれかは不明）に「耕地」を所有する他村居住者であり、その「耕地」は保険番号を持っていない。そこで不動産の記載を省略する。

(注 3) Neuwerndorf 村の一部で、ザイダの東にある。HOS, S. 307. なお、協定番号 174 の居住地デルンタールは、独立の項目とされていないが、ラウシェンバッハ村から離れているので、(IV-h) として独立させた。

Ablösungen der feudalen Grundlasten auf dem südsächsischen Rittergut Purschenstein (1)

Nobushige Matsuo

- (I) Ablösungsrezeß Nr. 1852 der sächsischen Generalkommission für Ablösungen und Gemeinheitsteilungen
 - (1) Zinsablösungsrezeß
 - (2) Gesamtsumme der Ablösungsrenten und -kapitalien
- (II) Ablösungsrezeß Nr. 1853 der Generalablösungskommission
- (III) Ablösungsrezeß Nr. 1892 der Generalablösungskommission
 - (1) Frohn- und Zinsablösungsrezeß
 - (2) Gesamtsumme der Ablösungsrenten und -kapitalien
- (IV) Ablösungsrezeß Nr. 2023 der Generalablösungskommission
 - (1) Frohn- und Zinsablösungsrezeß
 - (2) Gesamtsumme der Ablösungsrenten und -kapitalien
- (V) Ablösungsrezeß Nr. 2024 der Generalablösungskommission
 - (1) Frohn- und Zinsablösungsrezeß
 - (2) Gesamtsumme der Ablösungsrenten und -kapitalien
- (VI) Ablösungsrezeß Nr. 2025 der Generalablösungskommission
 - (1) Frohnablösungsrezeß
 - (2) Gesamtsumme der Ablösungsrenten und -kapitalien